

平成28年度司法書士試験解説

午前の部

午前の部第1問 正解5

ア 正しい。報道の自由は、憲法21条で保障される（最決昭44. 11. 26。博多駅事件）。また、報道は、取材、編集、発表という一連の行為により成立するから、取材の自由は、十分尊重に値する（同）。

イ 正しい。国政に関する取材は、取材が真に報道目的で、手段方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものであれば、正当な業務行為と言える。しかし、その態様が社会観念上是認できない場合は、正当な業務行為の範囲を逸脱し、違法性を帯びる（最決昭53. 5. 31、西山記者事件）。

ウ 誤り。憲法が裁判の対審および判決を公開法廷で行うことを規定しているのは、手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨であり、たとえ公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するときものはもとより許されず、刑事訴訟規則が写真撮影の許可を裁判所の裁量に委ねているのは、憲法に違反しない（最決昭33. 2. 17）。

エ 誤り。裁判所がテレビ局に対して事件を撮影したテレビフィルムのカopiesの提出を命じた行為が取材の自由の侵害になるかが問題となった事件において、最高裁判所は、「公正な刑事裁判を実現するために取材の自由を制約することが許されるかは、そのための必要性などと取材の自由が妨げられる程度などを比較衡量して決せられるべき」と判示した（最決昭44. 11. 26、博多駅事件）。この裁判所の態度は、ビデオテープに対する捜査当局による差押えについても引き継がれた（最決平2. 7. 9）。すなわち、裁判所は、裁判所の提出命令と捜査当局の差押えを同視しているものであり（これに対しては批判がある。）、本肢は誤りである。

オ 正しい。報道関係者の取材源は、職業の秘密に当たるが、取材源の秘密が保護に値するか（証言拒絶が認められるか）は、本肢記載のような諸要素との比較衡量によって決せられる（最決平18. 10. 3）。

よって、誤っている肢はウとエであり、5が正解となる。

★判例問題。難易度：易。基本的判例知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第2問 正解3

ア ②の意味である。②の国家権力の最高独立性は「内にあるは最高、外にあるは独立」と表現される。したがって、他国との関係における文脈での「主権」は②の意味である。

イ ①の意味である。ポツダム宣言第8項は、統治権が、本州……に極限されるという意味である。

ウ ③の意味である。「主権が国民に存する」の意味は、国政の最高決定権が国民にあるという意味である。

エ ①の意味である。国会は、内閣、裁判所とともに統治権の一翼を担い、憲法41条は、

このなかで国会が国権の最高機関であると宣言する。したがって、同条の「国権」は統治権を意味する。

オ ③の意味である。ウで述べたとおり、「主権が国民に存する」の意味は、国政の最高決定権が国民にあるという意味である。

よって、①の意味で用いられているものはイとエであり、3が正解となる。

★用語問題。難易度：易。①は現実の国家権力をさし、②は他国との関係で用いられ、③は主権在民の意義であることが分かれば、解答は容易である。

午前の部第3問 正解1

ア 正しい。単位授与は、大学内部の問題であるから、一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、大学の単位認定の是非は司法審査の対象とはならない（最判昭52.3.15、富山大学事件判決）。

イ 誤り。両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する（憲法55条本文）。議院の自律権の現れである。したがって、議員の資格争訟は司法審査の対象外である。

ウ 誤り。下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（憲法80条前段）。

エ 正しい。憲法82が公開で行うと定めた裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う刑罰権の存否ならびに範囲を定める手続についての「裁判の対審及び判決」を定めたものであって、再審を開始するか否かを定める手続は、これに含まれず、公開であることを要しない（最決昭42.7.5）。

オ 誤り。裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない（憲法82条2項）。本肢は「過半数をもって」とあるので誤りである。

よって、正しい肢はアとエであり、1が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。ア（基本的判例）オ（条文）の正誤の判断で正解が可能である。

午前の部第4問 正解4

1 誤り。不在者が財産の管理人を置いた場合であって、その権限が消滅していない場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる（民法26条）。

2 誤り。不在者がその財産の管理人を置かなかつた場合は、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、不在者の財産の管理人を選任することができる。不在者とは、従来の住所又は居所を去つた者（であり、容易に帰来する見込みのない者（我妻P99））であるから（民法25条1項）、生存が明らかであっても、利害関係人は管理人の選任を請求することができる。

3 誤り。家庭裁判所が不在者財産管理人を選任した後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その選任命令を取り

消さなければならない（民法25条2項）。本人の選任により（当然に）権限を失うとする本肢は誤りである。

4 正しい。家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、家庭裁判所の許可を得ることなしに、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した一審判決に対し控訴を提起する権限を有する（最判昭47.9.1）。

5 誤り。家庭裁判所は、不在者財産管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。「与えなければならない」とする本肢は誤りである。

よって、正しい肢は4であり、4が正解となる。

★判例条文問題。難易度：難。125は容易に切れるが、正解肢の4の判例はあまり目にする事のない判例であり、3の正誤の判断は微妙である。

午前の部第5問 正解3

ア 正しい。無権代理行為の追認又はその拒絶は、（代理人に対してすることもできるが）相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない（民法113条2項本文）。

イ 誤り。無権代理の相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる（民法114条）。したがって、契約は確定的に無効となり、本人は契約上の責任を負わない。

ウ 正しい。本人の追認拒絶後に無権代理人が本人を相続しても、無権代理行為は有効にはならない。本人の追認拒絶により無効が確定しているからである（最判平10.7.17）。

エ 誤り。本人を相続したAが追認を拒絶することは信義則上許されない。したがって、他の相続人が追認した場合、Aは、追認を拒絶することはできない。しかし、追認権は不可分であるから、他の相続人が追認しない場合は、A単独で追認することはできない。その結果、Aは追認を拒絶することができることとなる（信義則説（追認不可分説）。最判平5.1.21）。

オ 正しい。無権代理人が本人の不動産を売却した後に本人から不動産の譲渡を受けた場合、相手方は、無権代理人に対する責任追及として履行又は損害賠償を選択することができる。なお、相手方が履行を選択したときは、売買契約が無権代理人と相手方の間に生じたのと同様の効果を生ずる（最判昭41.4.26）。

よって、誤っている肢はイとエであり、3が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。条文知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第6問 正解2

ア 正しい。瑕疵担保による損害賠償請求権について消滅時効の適用がある。「発見後1年」の除斥期間とは別に、引渡しから10年の消滅時効にかかる（最判平13.11.27）。

イ 誤り。Bが法律上引渡しを請求することができるのは契約の2週間後の日であり、そ

の日に引渡請求権の消滅時効が進行する。Bが弁済の提供をしない限り、Aは同時履行の抗弁権を有するが、相手方に同時履行の抗弁権があっても消滅時効の進行の妨げにはならない。

ウ 誤り。時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない（民法156条）。したがって、被保佐人は、保佐人の同意なくして中断事由たる承認をすることができる。

エ 誤り。明示的一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定された場合であっても、残部について裁判上の請求に準ずるとして消滅時効の中断効を生ずるものではない。ただし、明示的一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断効を生ずる（最判平25.6.6）。

オ 正しい。相手方の提起した債務不存在確認の訴えに対して、債権の存在を主張して勝訴した場合、応訴は債権の消滅時効の中断事由となる（大連判昭14.3.22）。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。重要判例知識を問うアと条文知識を問うウの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第7問 正解5

ア 正しい。ACの譲渡は通謀虚偽表示であって無効であり、Cは無権利者である。無権利者に対しては、Bは未登記で所有権を対抗することができる。また、DはCの包括承継人であってCの地位を承継するから、BはDに対しても未登記で所有権を対抗することができる。

イ 正しい。背信的悪意者Cに対しては、Bは未登記でも所有権を対抗することができる。しかし、背信的悪意者からの転得者Dが現れた場合は、DがBに対する関係において背信的悪意者と評価されるのでない限り、Bは、未登記でDに対抗できず、登記を得たDはBに対して所有権を主張することができる（最判平8.10.29）。

ウ 誤り。本来、地役権が未登記の場合は、地役権者Bは、承役地の譲受人Cに対して、地役権をもって対抗することができないはずである。しかし、「通行地役権の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人Cがそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人Cは、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらない（Aは、未登記で、Cに地役権を対抗することができる。最判平10.2.13）。

エ 正しい。不動産の共有者の一人が自己の持分を譲渡した場合における他の共有者は、登記なくして対抗できない第三者にあたる（最判昭46.6.18）。したがって、持分の譲受人Cは、未登記で、他の共有者Aに対して、自己の持分を対抗することはできない。

オ 誤り。本肢のBCは、いずれも所有者Aを起点として権利を取得した者であり（Bは所有権、Cは抵当権）、その関係は対抗関係である。したがって、登記を得たCは、Bに対して抵当権を対抗することができる。

よって、誤っている肢はウとオであり、5が正解となる。

★判例問題。難易度：易。対抗要件に関する基本的知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第8問 正解2

ア 正しい。占有者が即時取得の要件を満たした場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失主は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法193条）。回復請求権者は、被害者又は遺失主である。所有者に限らない。賃借物や受寄物が盗まれたり遺失した場合は、賃借人、受寄者が被害者又は遺失主であり、これらの者が回復請求できる（大判昭4. 12. 11）。

イ 誤り。193条の「盗品」とは、窃盗又は強盗によって占有者の意思に反して占有を奪われたものをいう。詐欺、横領、恐喝されたもの（これらは、いずれも占有者の意思によって占有を離れたものである。）は含まれない（大判明25. 11. 1、大判明41. 10. 8）。

ウ 誤り。即時取得は取引に限られる。「取引」には代物弁済も含まれる（大判大5. 5. 10）。したがって、即時取得の目的物が盗品であった場合でも、盗難の時から2年を経過した後は、被害者は回復請求をすることはできない。

エ 誤り。回復請求ができる場合であっても、回復請求前に目的物が滅失すると、原権利者の権利は消滅し、回復に代わる賠償も請求できない（最判昭26. 11. 27）。

オ 正しい。占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない（民法194条）。弁償を求める権利は、独立した請求権（債権）である。したがって、被害者に目的物を引き渡した後も、なお請求することができる（最判平12. 6. 27）。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★判例問題。難易度：易。重要判例知識を問うアエの正誤の判断のみで正解が可能である。なお、全肢が重要判例を問うものである。

午前の部第9問 正解1

ア 正しい。本肢のBは、Aから動産甲について占有改定による引渡しを得た。したがって、動産甲の占有権を取得する。

イ 誤り。代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾すると、当該第三者は、指図による引渡しを得たこととなる（民法184条）。本肢の場合、BがCに以後Aのために占有することを命じ、Aがそれを承諾すれば、Aへの引渡しをしたことになる。しかし、本肢でCに命じているのはAであり、指図による引渡しはなされていない。

したがって、Aは、動産甲の占有権は取得しない。

ウ 正しい。他主占有者が、新たな権原（新権原）により更に所有の意思をもって占有を始めると、他主占有が自主占有に変更される。売買は新権原にあたるから、Aの動産甲に対する占有は自主占有に変更されたこととなる。

エ 誤り。代理権（ここでは賃借権等をさす。）がなくなっても、代理占有は消滅しない（民法204条2項、我妻P518）。例えば、賃貸借契約が終了したが賃借人が所持を続ける場合、直ちに代理占有が消滅するわけではない。本肢のAは、依然として動産甲についての占有（権）を有している。

オ 誤り。寄託がなされた場合は、寄託者は代理占有を有し、受寄者は直接占有を有する。したがって、本肢のBは動産甲の占有権を取得する。

よって、正しい肢はアとウであり、1が正解となる。

★条文問題。難易度：易。基本的知識を問うアウの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第10問 正解5

1 誤り。設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合は、慣習があれば、それによって定まる（民法268条1項）。慣習がない場合は、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、1年前に予告をし、又は期限の到来していない1年分の地代を支払わなければならない（同項）。

2 誤り。地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。これは、地上権者の権利であると同時に義務でもある（民法269条1項本文）。

3 誤り。地上権者は、土地を直接支配するから、土地の所有者の承諾なく自由に、その地上権を譲渡し、土地を賃貸することができる。

4 誤り。地上権の存続期間を定める場合においては、長期短期とも制限はない。永久とすることも許される（大判明36. 11. 16）。

5 正しい。地上権者が引き続き2年以上地代の支払いを怠ったときは、土地の所有者は、地上権の消滅を請求することができる（民法266条1項、276条）。

よって、正しい肢は5であり、5が正解となる。

★条文問題。難易度：易。すべて単純な条文知識を問う問題である。

午前の部第11問 正解3

ア 正しい。先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第一順位のグループの先取特権者と同一の権利を有する（民法334条）。動産の売買の先取特権は、第三順位のグループに属する。したがって、本肢の質権は動産の売買の先取特権に優先する。

イ 誤り。不動産工事の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する（民法327条2項）。

ウ 正しい。動産上の先取特権（一般の先取特権と動産の先取特権）は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない（民法333条）。すなわち、第三者への譲渡+引渡しで先取特権は消滅する。

引渡しには、占有改定も含まれる（大判大6．7．26）。

エ 正しい。動産売買の先取特権者による請負代金への物上代位は、原則として、否定される。請負代金には、動産の対価のほか、労務の対価も含まれているから、売買代金と同視できないからである。したがって、同視することのできる特段の事情がある場合は、物上代位をすることができる（最決平10．12．18）。

オ 誤り。一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別担保を有しない債権者（未登記の抵当権者はこれに含まれる。）に対抗することができる（優先権を行使することができる。民法336条本文）。

よって、誤っている肢はイとオであり、3が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。条文知識を問うアイオの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第12問 正解2

ア 正しい。抵当権者は、第三者が抵当権の目的物を損傷等し、それにより抵当権者が被担保債権の満足を得られなくなった場合（＝損害が発生した場合）は、不法行為による損害賠償請求をすることができる。また、競売が実行されて損害額が確定する前であっても、損害の発生が確定すれば、これを請求することができる（大判昭7．5．27）。
抵当不動産に対する侵害行為がなされても残存価値が被担保債権の弁済のために十分であれば抵当権者に損害はないから、損害賠償請求をすることができない。この点、物権的請求権を行使する場合とは異なる。

イ 誤り。第三者の抵当不動産の不法占拠により売却価額が下落するおそれがあるなど抵当権の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済権の行使が困難となるような状態がある場合、抵当権者は所有者の妨害排除請求権を代位行使することができる（最判平11．11．24）。

ウ 誤り。抵当権者は、詐害的転貸等賃借人を所有者と同視しうる場合を除き、転貸料に対して物上代位をすることはできない（最判平12．4．14）。

エ 誤り。保証人が保証債務を履行していないので現実に求償権を取得していなくても、将来取得する求償権を担保するために抵当権を設定することができる。

オ 正しい。抵当権者が賃料債権に対して物上代位による差押えをした場合でも、賃貸借が終了し、明け渡しが無された後は、第三債務者は敷金の充当によって賃料債権が消滅したことを抵当権者に対抗することができる（最判平14．3．28）。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★判例問題。難易度：易。重要判例知識を問うアウの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第13問 正解3

ア 正しい。抵当権設定当時、土地の上に建物が存在することは法定地上権の成立の要件の一つである。抵当権が更地に設定された場合は法定地上権は成立しない。抵当権者と設定者の間で「将来その土地の上に建物を建築したときは競売のとき地上権を設定したもの」とみなす旨の合意があっても、法定地上権は成立しない（大判大7．12．6）。

イ 誤り。更地に抵当権が設定された後、建物が建てられ、土地にさらに抵当権が設定さ

れた場合は、2番抵当権に基づいて競売がなされて土地と建物の所有者が別人となっても、法定地上権は成立しない（最判平4. 4. 7）。抵当権者が建物の建築について予め同意していても同じである（最判昭51. 2. 27）。

ウ 誤り。抵当権設定当時、土地と建物が同一の所有者に帰属していたことは法定地上権の成立の要件の一つである。本肢のように、登記上は土地と建物の所有者が異なっても、実際は同一人であれば、法定地上権が成立する（大判昭7. 10. 21）。

エ 正しい。土地と建物に共同抵当権が設定された後、建物が滅失し再築された場合は、新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ再築前と同順位で抵当権の追加設定を受けた等の特段の事情がない限り、法定地上権は成立しない（最判平9. 2. 14）。

オ 正しい。建物の共有者の一人と土地所有者が同一人の場合で、土地に抵当権が設定された場合、法定地上権は成立する（最判昭46. 12. 21）。他の共有者にとって、法定地上権の成立は利益だからである。

よって、誤っている肢はイとウであり、3が正解となる。

★判例問題。難易度：易。重要判例知識を問うアイウの正誤の判断のみで正解が可能である。なお、エオも重要判例知識を問うものである。

午前の部第14問 正解3

ア 誤り。共同抵当権の目的である不動産の所有者がいずれも債務者である場合において、異時配当がなされると、競売された不動産の後順位抵当権者は、他の不動産の共同抵当権者に、同時配当の場合の割付額を限度として代位する（民法392条2項）。本肢の場合、甲土地の割付額は2,000万円であり、これが代位するDへの配当額の限度となる。したがって、Dが3,000万円の配当を受けるとする本肢は誤りである。

イ 正しい。共同抵当権の目的である不動産が同一の物上保証人の所有に属する場合の規律は、すべて債務者に属する場合と同じ規律に服し、異時配当の場合は後順位抵当権者が共同抵当権者に代位する。したがって、本肢のDは、甲土地のAの抵当権に2,000万円代位できたはずである。こうした場合にAが甲土地の抵当権を放棄すると、Dの代位権を害することとなる。この場合、Dは、甲土地で代位できた額（2,000万円）につきAに優先する（大判昭11. 7. 14）。そして、もともと2番抵当権者として配当を受けることができた額（1,000万円）と合わせて3,000万円の配当を受けることとなる。

ウ 正しい。共同抵当権の目的である不動産が債務者と物上保証人の所有に属する場合において、物上保証人所有不動産について異時配当がなされ、共同抵当権者が一部弁済を受けた場合は、物上保証人は、他の不動産の共同抵当権について共同抵当権者が弁済を受けた割合で代位する。したがって、本肢の場合、乙土地の抵当権にEが4,000万円分代位して当該抵当権をAと準共有し、その後、乙土地の競売の際は、Aが1,000万円の配当を受け、Eは4,000万円の配当を受ける。なお、共同抵当権者と物上保証人が準共有する抵当権の実行の際は、それぞれの持分割合にかかわらずAがEに優先するが（最判昭60. 5. 23）、本肢の場合は、AがEに優先してもしなくても結論は同じである。

エ 誤り。物上保証人が他の不動産の共同抵当権に代位する場合、物上保証人所有不動産

の後順位抵当権者は、物上保証人が代位した抵当権の実行によって受領する配当金に物上代位することができる（大判昭11.12.9）。共同抵当権者と物上保証人間の代位権不行使特約は、当該後順位抵当権者（本肢のC）の権利を左右しない。

オ 誤り。法定代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる（担保保存義務。民法504条）。この担保保存義務免除特約（本肢の特約）は、有効である（大判昭12.5.15）。債権者と物上保証人の間の担保保存義務免除特約は、物上保証人からの第三取得者（本肢のF）にも効力が及ぶ。したがって、Aが担保を放棄しても、EはもちろんFも責任を免れない（Aの抵当権設定登記の抹消を請求することはできない。最判平7.6.23）。

よって、正しい肢はイとウであり、3が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。重要判例知識を問うイウの正誤の判断のみで正解が可能である。なお、エオも重要判例知識を問うものである。

午前の部第15問 正解4

ア 正しい。不動産の譲渡担保権者がその不動産に設定された先順位の抵当権又は根抵当権の被担保債権を代位弁済したことによって取得する求償債権は、譲渡担保設定契約に特段の定めのない限り、譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲に含まれない（最判昭61.7.15）。

イ 誤り。譲渡担保権者の設定者は、受戻権を放棄して、清算金を請求することはできない（最判平8.11.22）。

ウ 正しい。帰属清算型の譲渡担保における清算金の有無およびその額は、債権者が債務者に対し清算金の支払いもしくは提供をした時、もしくは清算金がない旨の通知をした時、又は債権者が目的不動産を第三者に売却等をした時に確定される（最判昭62.2.12）。

エ 誤り。借地上の建物の譲渡担保権者が引渡しを受け使用収益をした場合、いまだ譲渡担保権が実行されておらず、受戻権の行使が可能であったとしても、賃貸借契約の解除の原因たる賃借権の譲渡にあたる（最判平9.7.17）。

オ 正しい。将来債権を目的とする債権譲渡担保契約がなされた場合、将来債権はAからCに確定的に譲渡されており、ただ、当事者間において、譲受人に帰属した債権の一部について譲渡人に取立権限が付与され、取り立てた金銭の譲受人への引渡しを要しないとの合意が付加されていると解すべきである（最判平13.11.22）。

よって、誤っている肢はイとエであり、4が正解となる。

★判例問題。難易度：易。アウの判例を知らなくても、重要判例であるイエの知識のみで正解が可能である。

午前の部第16問 正解1

ア 正しい。金銭債務の債務者は、債務不履行について不可抗力の抗弁をすることはできない（民法419条3項）。

イ 誤り。当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない（民法420条1項）。債権者が実際の損害額はさらに大きかったことを証明しても、増額を請求することはできない（大判明40. 2. 2）。

ウ 正しい。損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める（金銭賠償の原則。民法417条）。ただし、損害賠償額の予定において、金銭以外のものを賠償の目的物とすることができる。

エ 誤り。金銭債務の不履行による遅延賠償の額は、法定利率（年5分）によって計算した額である（民法419条本文）。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によって計算した額である（但書）。

オ 誤り。履行不能による損害賠償責任の発生には、不能につき債務者の責めに帰すべき事由（故意又は過失）があることを要する。ただし、履行遅滞中に不能となった場合は、故意・過失がなくても履行不能の責任を負う（大判明39. 10. 29）。

よって、正しい肢はアとウであり、1が正解となる。

★判例条文問題。難易度：易。条文知識を問うアウの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第17問 正解1

ア 正しい。連帯債務者の一人に対する請求には、絶対的効力があり、請求を受けなかった連帯債務者に対しても請求したこととなり、連帯債務者全員に対して消滅時効の中断効が生じる。また、主たる債務者について生じた事由は、ことごとく（連帯）保証人に及ぶので、主たる債務者に対して履行の請求をした場合は（連帯）保証人に対しても消滅時効の中断効を生じる。

イ 誤り。連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる（負担部分につき絶対的効力がある。民法437条）。他方、連帯保証人に対してした債務の免除は、連帯債務に関する規定が準用され、「連帯保証人に対してした債務の免除は、その負担部分についてのみ、主たる債務者の利益のためにも、その効力を生ずる」こととなるが、連帯保証人には負担部分はないから、主たる債務者の利益のために効力が生じる部分はない。

ウ 正しい。反対債権を有する連帯債務者が相殺をした場合、相殺は、弁済と同じく自身の財産（反対債権）の出捐により債権者に満足を与える行為であるから、当然、絶対的効力があり、連帯債務者全員が等しく債務を免れる（民法436条1項）。また、弁済その他主たる債務を消滅させるべき事由（＝債権者に満足を与える行為。代物弁済、供託、相殺、更改）は、絶対的効力を有し、主たる債務を消滅させる。

エ 誤り。連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなされる（絶対的効力がある。民法438条）。また、連帯保証人について生じた混同は、連帯債務に関する規定が準用され、連帯保証人が弁済をしたとみなされ、主たる債務は消滅する。

オ 誤り。連帯債務者の一人が弁済等をしたことを他の連帯債務者に通知すること（事後通知）を怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済等をしたときは、後から弁済等を

した連帯債務者は、自己の弁済等を有効であったものとみなすことができる（民法443条2項）。その場合は、後から弁済等をした連帯債務者が、先に弁済等をした連帯債務者に求償することとなる。また、（連帯）保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合は、主たる債務者にも、（連帯）保証人にも、求償に関し、連帯債務者と同様の通知義務が課せられる（民法463条1項、2項）。その結果、主たる債務者が弁済等をしたが事後通知を怠った場合に、保証人が善意で弁済等をした場合は、主たる債務者は、保証人の求償に応じなければならない。

よって、正しい肢はアとウであり、1が正解となる。

★条文問題。難易度：易。アウの正誤の判断のみで正解が可能である。全肢とも基本的な条文知識を問うものである。

午前の部第18問 正解5

ア 正しい。賃借権は物権ではないので、物権的登記請求権は有しない。契約で定めた場合に債権的登記請求権が発生するのみである。

イ 正しい。不動産賃貸借の賃貸人の地位は、賃貸不動産の所有権が譲渡されれば、譲渡人（賃貸人）と譲受人の合意だけで移転する。賃借人の同意は不要である（最判昭46.4.23）。なお、賃借権に対抗力が備わっている場合は、契約上の地位の移転について新旧所有者間に合意がなくても賃貸不動産の譲渡だけで賃貸人の地位は当然に移転する（内田P245）。

ウ 誤り。イで見たとおり、賃借権の対抗力の有無にかかわらず、賃借人の承諾は要しない。

エ 正しい。新所有者が賃借人に対して賃料請求をするためには、所有権移転登記が必要である（最判昭25.11.30）。

オ 誤り。賃貸借終了前に目的物の所有権が譲渡され賃貸人が交代した場合、敷金返還債務は当然に承継される。その場合、未払賃料債務を控除した残額が新所有者（賃貸人）に承継される（最判昭44.7.17）。

よって、誤っている肢はウとオであり、5が正解となる。

★判例問題。難易度：易。基本的知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第19問 正解4

ア 誤り。債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない（民法509条）。両債権とも不法行為により生じた損害賠償債権である場合であっても、やはり、損害賠償債権を受働債権とする相殺は認められない（大判昭3.10.13）。

イ 正しい。身体的特徴（首が長い）が加害行為と競合して傷害を発生させ、又は損害の拡大に寄与したとしても、当該身体的特徴が疾患に当たらないときは、特段の事情がない限り、過失相殺をすることはできない（減額しない。最判平8.10.29）。

ウ 誤り。被害者側の過失とは、被害者と身分上ないしは生活関係上の一体関係にある者の過失をさす。身分上・生活関係上一体関係にある配偶者の過失は過失相殺の対象になる（最判昭51.3.25）。

エ 正しい。死亡した者の損害賠償額の算定につき、相続人が支払いを受けた生命保険金は損益相殺の対象とはならない（最判昭39.9.25）。

オ 誤り。被害者に過失がある場合において、被害者が未成年者である場合、その過失を斟酌するには、事理を弁識するに足りる知能が備わっていれば足り、行為の責任を弁識するに足りる知能が備わっていることは要しない（最大判昭39.6.24）。

よって、正しい肢はイとエであり、4が正解となる。

★判例問題。難易度：易。重要判例知識を問うアイウの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第20問 正解3

1 誤り。内縁の妻が、内縁関係解消の日から300日以内に分娩した子は、嫡出推定規定の趣旨を類推し内縁の夫の子と推定される。しかしそれは、事実上の推定にすぎないから、親子関係を成立させるためには認知が必要である（最判昭29.1.21）。

2 誤り。法律婚の成年擬制に関する規定は、内縁には類推適用されない。

3 正しい。内縁配偶者が死亡した場合、財産分与の規定を類推適用して相続財産を生存者に分与することは認められない（最判平12.3.10）。

4 誤り。内縁関係の不当破棄は、不法行為となり、損害賠償請求権が発生する（最判昭33.4.11）。

5 誤り。内縁の夫婦がその共有不動産を共同使用してきたときは、特段の事情がない限り、一方が死亡した後は、他方が無償で単独使用する合意が成立していたものと推認される。そのような合意があるのであれば、生存者は、共有関係が解消されるまで無償で（不当利得の返還義務を負わない。）使用を継続することができる（最判平10.2.26）。

よって、正しい肢は3であり、3が正解となる。

★判例問題。難易度：易。正解肢である3は、必ず覚えておかなければならない重要判例知識を問うものである。他の肢も重要判例の知識を問うものである。

午前の部第21問 正解1

ア 正しい。親権を行う者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、その管理権を行わなければならない（民法827条）。受任者の善管注意義務よりも低い注意義務で足りる。

イ 誤り。家庭裁判所は、父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害する場合に、管理権を喪失させることを内容とする管理権喪失の審判をすることができる（民法835条）。

ウ 誤り。未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法857条の2第2項）。必ず定めなければならないわけではない。

エ 正しい。成年後見人は、成年被後見人に代わって（代理して）、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない（民法859

条の3)。

オ 誤り。後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する(民法861条2項)。支出に家庭裁判所の許可を要しない。

よって、正しい肢はアとエであり、1が正解となる。

★条文問題。難易度：易。基本的な条文知識を問うアエの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第22問 正解4

1 誤り。Aの遺言により、当該不動産の所有権はBのみが承継することとなり(あたかも、Bのみが法定相続人であったのと同様となる。)、Cは無権利者となり、Dの差押えも無効となる(無から無)。無権利者との関係は対抗関係ではなく、未登記で対抗することができる(最判平14.6.10)。

2 誤り。BDの関係は対抗関係である。遺産分割の遡及効は法の擬制であり、遺産分割後に第三者が現れた場合は、当該擬制は働かず、Cが2分の1の持分を取得したという事実は覆らない。したがって、Cが相続した持分2分の1についてBDに二重譲渡したのと同様の関係となる。したがって、Bは、未登記では、所有権全部をDに対抗することはできない(最判昭46.1.26)。

3 誤り。相続放棄後に第三者が現れた場合であっても、相続放棄には遡及効があるので、Cは遡って無権利者となり、Cを承継したDも無権利者となる(無から無)。つまり、相続放棄前に第三者が現れた場合と同じである。Dが登記を得ていても、Bはこれに対抗することができる(最判昭42.1.20)。

4 正しい。生前贈与を受けたBと受遺者Cの関係は対抗関係である。先に登記をした方が勝つ(最判昭46.11.16)。

5 誤り。Cは、自己の持分2分の1を超える部分(Bの持分に相当する部分)については無権利者である。すると、Cから承継したDも2分の1については無権利者である(無から無)。無権利者との関係は対抗関係ではなく、Bは未登記でDに自己の持分を対抗することができる(最判昭38.2.22)。

よって、正しい肢は4であり、4が正解となる。

★判例問題。難易度：易。すべての肢が、基本かつ重要判例の知識を問うものである。

午前の部第23問 正解2

ア 誤り。受贈者は、その返還すべき財産のほか、滅殺の請求があった日以後の果実を返還しなければならない(民法1036条)。

イ 正しい。受贈者及び受遺者並びに悪意の譲受人は、滅殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる(民法1041条1項)。

ウ 正しい。相続資格を欠格、廃除、放棄によって失えば、相続人ではないから、遺留分は有しない。遺留分がなければ、遺留分に基づく滅殺請求はできない。

エ 誤り。相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる(民法1043条1項)。相続開始前の放棄ができないわけではない

から、本肢は誤りである。

オ 正しい。共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（民法1043条2項）。

よって、誤っている肢はアとエであり、2が正解となる。

★条文問題。難易度：易。ア以外は基本的な条文知識を問うものである。イウオの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第24問 正解1

ア 正しい。間接正犯となるためには、実行行為者に道具性（意思抑圧）がなければならない。実行行為者の意思が抑圧されておらず、自らの意思で行った場合は道具とは言えず、背後者は間接正犯にならない（最決平13・10・25）。本肢の場合、Bは小遣い欲しさで犯行に及んだのであるから、その意思は抑圧されておらず、Aに間接正犯は成立しない（上記平13判例に従えば、共同正犯になる事案である）。

イ 誤り。Bは、自ら海中に飛び込んだといってもそれは自由な意思に基づいたものではないから（瑕疵ある意思に基づく）、Aについては、被害者B自身を道具として用いた間接正犯による殺人罪が成立する（最判昭33・11・21参照）。

ウ 正しい。本肢のような離隔犯の場合、着手時期は被利用者が被害者宅に毒物を届けた時である（被利用者標準説。大判大7・11・16）。すると、本肢の場合、着手に至っていないから、殺人未遂罪の間接正犯は成立しない。

エ 誤り。本肢のように、瑕疵なく心中の合意がなされた場合は、当事者双方が自殺関与罪が成立する（前田第5版P29）。

オ 誤り。本肢のように、事情を知らない他人を利用して、被害者の占有を奪った場合は、窃盗罪の間接正犯が成立する。

よって、正しい肢はアとウであり、1が正解となる。

★判例問題。難易度：易。重要判例知識を問うアウの正誤の判断のみで正解が可能である。アは、間接正犯の成否に関する近年の重要判例である。

午前の部第25問 正解2

ア 正しい。初めから代金支払いの意思なく注文をした場合、1項詐欺罪が成立する（大判大9・5・8）。注文した財物を上着の下に隠したとしても、その財物は詐欺罪の客体となっているから、重ねて窃盗罪は成立しない。

イ 誤り。価値の消費を伴うような長時間の無断使用には、不法領得の意思が認められる。例えば、他人の自動車を、所有者に無断で乗り出して4時間（本肢のドライブ時間よりも短い）あまりの間乗り回したときは、使用後に元の場所に戻すつもりであったとしても不法領得の意思が認められ、窃盗罪が成立する（最決昭55・10・30）。

ウ 誤り。被害者が置き忘れた場合は、被害者の支配（占有）の範囲は制限されるが、距離・時間が短ければ認められる。例えば、バスを待つ行列の移動中に置き忘れた後、5分後20m離れたところで気づいた場合、所有者に占有があり、これを奪えば窃盗罪が成立する（最判昭32・11・8）。本肢の場合、この事例よりも距離・時間が短いから、Bに携帯電話の占有があり、Aについて窃盗罪が成立する。

エ 誤り。不法な占有も窃盗罪の保護法益となる。例えば、トラックが譲渡担保に供され、その所有権は債権者に帰属したが、引き続き債務者が占有保管していた場合は占有は債務者にあるから、債権者がそれを無断で運び去った場合、窃盗罪が成立する（最判昭35. 4. 26、譲渡担保事件）。本肢の場合はこれと同様であり、Aについて窃盗罪が成立する。

オ 正しい。毀棄隠匿の意思で奪った場合は、不法領得の意思を欠き、窃盗罪は成立しない（大判大4. 5. 21）。Aは毀棄目的でBが保管する物を奪ったのであり、不法領得の意思は認められず、窃盗罪は成立しない。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★判例問題。難易度：易。アイの正誤の判断のみで正解が可能である。アにてこずったとしても、エオの正誤の判断で正解が可能である。

午前の部第26問 正解5

ア 誤り。他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者については証拠隠滅罪が成立する（刑法104条）。証拠隠滅罪の客体は、他人の刑事事件に関する証拠等であり、自己の刑事事件の証拠等は含まれない。

イ 誤り。罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿した行為については、犯人蔵匿罪が成立する（刑法103条）。「罪を犯した者」にあたるためには、犯した罪について言い渡された裁判が確定することは不要である（大判大4. 12. 16）。また、罰金以上の刑に当たる犯人であることを認識することが必要であるが、法定刑を正確に認識していなくても、罰金以上の刑を含む犯罪類型を犯した者であるという素人的認識があれば、故意はある（最決昭29. 9. 30）。したがって、本肢のAについては犯人蔵匿罪が成立する。

ウ 正しい。罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を隠避させた行為については、犯人隠避罪が成立する（刑法103条）。隠避は、蔵匿以外の方法によって官憲の発見逮捕を免れさせる一切の行為をいい（大判昭5. 9. 18）、身代わりを立てること等がその例である（前田第四版P536）。Aは、自分自身が身代わりとなったのであるから、犯人隠避罪が成立する。

エ 誤り。法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合、偽証罪が成立する（刑法169条）。虚偽の陳述とは、記憶に反する陳述である（大判大3. 4. 29他）。客観的真実に付合していた（たまたま陳述が正しかった。）ことは、偽証罪成否には無関係である（大判昭7. 3. 10）。

オ 正しい。捜査段階における参考人（本肢のC）も、他人の刑事事件に関する証拠であり、その隠匿（Cを外国に渡航させる行為は隠避にあたる。）については、証拠隠滅罪が成立する（最決昭36. 8. 17）。

よって、正しい肢はウとオであり、5が正解となる。

★条文判例問題。難易度：易。アイ（正誤の判断は容易である。）のみで正解が可能である。

午前の部第27問 正解5

ア 誤り。設立時発行株式の数は、定款で定める必要はない。発起人が引き受ける設立時発行株式の数も、設立時募集株式の数も、いずれも定款外で発起人の全員の同意で定めることができる（会社法32条1項、2項、58条1項、2項）。

イ 誤り。発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数（種類及び種類ごとの数）を定めなければならない（会社法60条1項前段）。割当ては、発起人が自由に決定することができる（割当自由の原則）。均等に割り当てなければならないわけではない。

ウ 正しい。株式会社は、会社成立後に定款を変更して、存続期間の定めを設けることができる。

エ 誤り。設立時募集株式の引受人は、出資の仮装をした場合には、仮装した出資に係る支払い（自己又は仮装に関与した発起人・設立時取締役による支払い）がされた後でなければ、出資の履行を仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない（会社法102条3項）。このように、仮装に関与した発起人が支払いをした場合であっても仮装に係る設立時発行株式について設立時株主及び株主の権利を行使することができるのは設立時募集株式の引受人であって、支払いをした発起人ではない。

オ 正しい。株式会社の原始定款には公証人の認証を要するが、会社成立後に定款変更をする場合には、公証人の認証は要しない。

よって、正しい肢はウとオであり、5が正解となる。

★条文問題。難易度：易。条文知識を問うアイウのみで正解が可能である。エ以外は、ごく基本的な条文知識を問うものである。

午前の部第28問 正解4

ア 誤り。剰余金の配当財産については、略式株式質と登録株式質を問わず、質権の効力が及ぶ。ただし、略式株式質の場合は、物上代位するためには差押えが必要であるのに対し、登録株式質の場合は差押えは不要である。

イ 誤り。株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する場合において、略式株式質権者は、効力発生日の前日までに、株式会社に対して質権の登録事項を株主名簿に記載（記録）することを請求することができる（特例登録株式質。会社法218条5項）。この請求をしなかった質権者は、株式質の対抗要件を失うこととなるが、質権が消滅するわけではない。

ウ 正しい。イ参照。

エ 正しい。譲渡制限株式の譲渡担保には会社の承認を要する（最判昭48.6.15）。譲渡制限株式が、株式会社の承認なくして譲渡された場合の譲渡の効力は、当事者間では有効である（相対的無効。最判昭48.6.15）。

オ 誤り。株式会社が自己株式について質権の設定を受けることは制限されない。また、株式会社は、無償で自己株式を取得することができる（会社法施行規則27条）。自己株式について譲渡担保権の設定を受けることは、無償取得に該当し、自由にすることができる（論点解説P153）。

よって、正しい肢はウとエであり、4が正解となる。

★判例条文問題。難易度：中。イウオはかなり細かい知識を問うもので、正誤の判断は困難である。アエは比較的容易に正誤の判断が可能であり、その判断がつけば正解が可能である。

午前の部第29問 正解4

ア 誤り。単元株式数の減少変更又は廃止の定款変更には株主総会の決議は不要である。取締役の過半数の一致（非取締役会設置会社の場合）又は取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）であることができる（会社法195条1項）。

イ 誤り。単元未満株主の買取請求に株式会社が応じて単元未満株式を買い取る場合は、財源規制にはかからない。

ウ 正しい。株主総会の招集通知は、議決権を行使できない株主に対してはする必要はない。単元未満株式には議決権はないから、単元未満株式のみを有する株主に対しては、招集通知は要しない。

エ 誤り。残余財産の分配を受ける権利は、定款をもってしても、単元未満株主から奪うことはできない。

オ 正しい。株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して、単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求（単元未満株式売渡請求）することができる旨を定款で定めることができる（会社法194条1項）。この定款の定めがない場合は、単元未満株式売渡請求は認められない。

よって、正しい肢はウとオであり、4が正解となる。

★条文問題。難易度：易。条文知識を問うアイウのみで正解が可能である。エ以外は、ごく基本的な条文知識を問うものである。

午前の部第30問 正解5

ア 誤り。次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社を大会社という（会社法2条6号）。

- ①最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること
- ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること

大会社か否かは、最終事業年度に係る貸借対照表上の資本金の額又は負債の額が基準であるから、毎年、定時株主総会で、大会社か否かが確定する。事業年度の途中で大会社になったりなくなったりすることはない。

イ 誤り。指名委員会等設置会社は、必ず会計監査人を置かなければならない。

ウ 誤り。非公開会社である大会社においては、取締役会は必須機関ではない。

エ 誤り。監査等委員会設置会社でも指名委員会等設置会社でもない公開会社かつ大会社（公開大会社）である株式会社は、監査役会を置かなければならない。公開大会社であっても、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社は監査役会を置くことができないから、本肢は誤りである。

オ 誤り。次の各株式会社においては、社外取締役の設置が強制される。

- ①特別取締役による議決の定めのある株式会社（一人以上）
- ②監査等委員会設置会社（監査等委員の過半数）
- ②指名委員会等設置会社（指名委員会等の委員の過半数）

公開大会社である監査役会設置会社であるだけでは、社外取締役の設置は強制されない。なお、監査役会設置会社は、社外監査役の設置が強制される。

よって、誤っている肢は全肢の5個であり、5が正解となる。

★条文問題。難易度：易。基本的な条文知識を問うものである。ア（期の途中で大会社になつたり大会社でなくなつたりすることはない）もおさえておいてほしい知識である。

午前の部第31問 正解1

ア 誤り。監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる（会社法399条の13第5項）。監査役会設置会社については、そうした規定はない。

イ 誤り。監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない（会社法390条3項）。これに対し、監査等委員会においては、常勤者を選定する必要はない。

ウ 誤り。監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができるほか（会社法342条の2第1項）、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任、解任、辞任について監査等委員会の意見を述べることができる（4項）。これに対し、監査役は、株主総会において、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができるが（会社法345条1項、4項）、監査役は取締役の選任について監査役会の意見を述べることはできない。

エ 正しい。監査役及び各監査等委員は、取締役が目的の範囲外の行為その他法令・定款違反行為をし、又はするおそれがある場合において、当該行為によって株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役又は執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法385条、399条の6）。

オ 誤り。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。これに対し、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

よって、正しい肢はエの1個であり、1が正解となる。

★条文問題。難易度：中。ウ以外の肢は基本的な条文知識を問うものである。ウについては解答にとまどった受験生がいたかもしれない。

午前の部第32問 正解4

1 誤り。持分会社の損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各事業年度における各社員の出資の価額に応じて定まる（会社法622条）。なお、定款の定めにより、事業年度終了後に新たに社員となった者に配当することは可能である(新

基本コンメP51)。

- 2 誤り。持分会社の社員の死亡は、無限責任社員であるか有限責任社員であるかを問わず、持分会社の退社事由である(会社法607条1項3号)。
- 3 誤り。持分会社の業務執行権を有しない社員は、持分会社の業務、財産の状況を調査することができる(会社法592条1項)。定款で別段の定めをすることができるが、それでも事業年度終了時又は重要な事由があるときの調査権を制限することはできない(2項)。これらの調査に裁判所の許可は不要である。
- 4 正しい。持分会社の社員が退社した場合、退社による変更登記をする前に生じた会社債務については、責任を負う(会社法612条1項)。条文上は、「持分会社の社員」となっており、合名会社及び合資会社と合同会社を区別していないが、合同会社においては業務執行権のない社員の氏名等は登記事項ではないので、この規定の適用はないとされている(論点解説P572)。
- 5 誤り。社員の請求にかかわらず、持分会社が社員の責任追及の訴えを請求から60日以内に提起しない場合は、当該請求をした社員が当該訴えについて持分会社を代表する(会社法602条)。本規定は、株式会社の代表訴訟と異なり、持分会社自体が原告となり、請求をした社員がこれを代表する、というものである(新基本コンメP28)。本肢は、請求をした社員が「自ら原告となって」とあるから、誤りである。

よって、正しい肢は4であり、4が正解となる。

★条文問題。難易度：難。4については、条文上は合同会社を区別していないし、5の正誤の判断にはかなり高度な知識を要する。5を正解とした受験生がきわめて多かったと思われる。

午前の部第33問 正解2

- ア 正しい。新設型組織再編の場合は、少なくとも、設立株式会社の株式を対価として交付しなければならない。
- イ 誤り。会社分割の場合は、対価は株主ではなく分割会社に交付されるので、公開会社に譲渡制限株式が対価として交付される場合の株主総会の特殊決議は要せず、簡易分割の要件を満たす場合は、株主総会の決議を省略することができる。
- ウ 誤り。会社分割の場合は、対価は株主ではなく分割会社に交付されるが、新設分割計画において人的分割の定め(対価たる設立会社の株式を剰余金の配当又は全部取得条項付種類株式の取得の対価として分割会社の株主に交付する定め)をすることによって、対価たる設立会社の株式を分割会社の株主に交付することができる。この場合は、いったん、設立会社の株式は分割会社に交付されるから、「B社からA社の株主に対して交付」とする本肢は誤りである。
- エ 誤り。人的分割以外(物的分割)の場合において、新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者(残存債権者。分割後も分割会社に履行の請求をすることができるから、新設分割について異議を述べることはできない。)を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる(会社法764条4項、5項)。これは、民法の詐害行為取消権の特則であるが、この場合であっても、

民法の詐害行為取消権の行使ができなくなるわけではない（一問一答P325）。

オ 正しい。会社分割の分割会社となることができるのは、株式会社と合同会社のみである。承継会社又は設立会社には、株式会社及びすべての種類の持分会社がなることができる。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★条文問題。難易度：易。基本的な知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

ウオの正誤の判断も容易である。エは比較的難問であるが、その正誤が不明でも解答可能である。

午前の部第34問 正解2

ア 誤り。最終完全親会社等であるA社の一定数の株式を有するEは、直接B社に対して、特定責任追及の訴えの提起を請求することができる（会社法847条の3第1項本文）。

イ 正しい。特定責任の原因となった事実によって最終完全親会社等であるA社に損害が生じていない場合は、特定責任追及の訴えの提起を請求することはできない（会社法847条の3第1項但書）。

ウ 正しい。Dの責任の一部免除には、Dが代表取締役を務めるB社のほか、最終完全親会社等であるA社の株主総会の決議も要する（会社法425条1項）。

エ 誤り。最終完全親会社等であるA社の株主EがB社の代表取締役Dに対する特定責任追及の訴えを提起した場合、Eは、B社に対して訴訟告知をしなければならない（会社法849条4項）。訴訟告知を受けたB社は、その旨を最終完全親会社等であるA社に通知しなければならない（6項）。

オ 正しい。最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完全子会社等としたものである場合には、特定責任の定義においては、当該最終完全親会社等であった株式会社が最終完全親会社等であるとみなされる（会社法847条の3第5項）。

よって、誤っている肢はアとエであり、2が正解となる。

★条文問題。難易度：易。近年の改正点であり、規定が複雑であるが、その中でも基本的な知識を問うアイの正誤の判断のみで正解が可能である。

午前の部第35問 正解2

ア 正しい。支配人の死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判、営業主の破産手続開始の決定により（委任が終了するので）支配人の代理権は消滅する。なお、営業主の死亡によっては、支配人の代理権は消滅しない。

イ 誤り。支配人は、営業主に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（商法21条）。

ウ 誤り。支配人は、営業主の許可を受けなければ、自ら営業をしてはならない（商法23条1項）。支配人がこの規定に違反して自ら営業をしたとしても、損害額を推定する規定はない。なお、支配人が営業主の許可を受けずに競業取引をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、営業主に生じた損害の額と推定される（2項）。

エ 誤り。支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。支配人の代理権に加えた制限は、支配人の登記事項ではない。

オ 正しい。営業主の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない（商法24条）。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★条文問題。難易度：中。アが正しいことは容易に判断可能であるが、ウについての正確な知識がないと、ウオで迷うかも知れない。

午後の部

午後の部第1問 正解5

- 1 誤り。送達をした者は、書面（送達報告書）を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない（民事訴訟法109条）。送達報告書は、送達を証明するものであるが、その証明力は唯一絶対ではなく、送達報告書に瑕疵がある場合は他の証拠方法によって証明することができる（基本コンメ第三版P271）。
- 2 誤り。送達場所の届出（民事訴訟法104条）は、審級が変わってもその効力は持続する（基本コンメ第三版P264）。
- 3 誤り。交付送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、書類を書留郵便等に付して発送することができる（付郵便送達。民事訴訟法107条1項）。交付送達が不能であるからといって、必ず付郵便送達をしなければならないわけではない（最判平10.9.10、伊藤P242）。
- 4 誤り。公示送達は、裁判所で掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、2回目以降の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる（民事訴訟法112条1項）。外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、この期間は、6週間となる（2項。2回目以降も6週間である（基本コンメP222））。
- 5 正しい。当事者が訴訟無能力者の場合は、法定代理人である（民事訴訟法102条1項）。数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる（2項）。

よって、正しい肢は5であり、5が正解となる。

★判例条文問題。難易度：中。123の正誤の判断は困難だが、5が正しい肢であることの判断は可能である。

午後の部第2問 正解2

- ア 正しい。共同相続人のうち、自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平26.2.14）。
- イ 誤り。相続人が遺言の無効を主張し相続財産につき持分を有することの確認を求める訴えは、被相続人の遺言執行者を被告としてすることができる（最判昭31.9.18）。
- ウ 誤り。権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義とする所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平26.2.27）。
- エ 誤り。給付の訴えにおいては、原告によってその義務者と主張される者に被告適格がある（最判昭61.7.10、新堂P251）。
- オ 正しい。隣接する甲乙両地の各所有者間の境界（筆界）確定訴訟において、甲土地のうち当該境界に接続する部分につき乙地の所有者による時効取得が認められる場合でも、各所有者はこの境界確定の訴えにつき当事者適格を有する（最判昭58.10.18）。

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★判例問題。難易度：易。5肢すべての判例を知らなくとも（特にオの判例を知らなくとも）

も)、近年の判例であるアウの判例を知っていれば正解が可能である。

午後の部第3問 正解3

ア 誤り。間接事実の自白は、裁判所はもちろん、自白の当事者をも拘束しない(最判昭41.9.22)。

イ 正しい。一方が主張した自己に不利益な事実が証拠によって認定された場合は、他方の援用がなくとも(先行自白とならなくとも)裁判所は当該事実を基礎として判決をしなければならない。

ウ 誤り。民事訴訟法186条の調査嘱託によって得られた回答書などを証拠とする場合は、弁論において提示して当事者に意見陳述の機会を与えれば足り、当事者の援用を要しない(最判昭45.3.26)。

エ 正しい。留置権等の権利抗弁は、それを基礎付ける事実関係のみならず、権利を行使する旨の当事者の意思表示が必要であり、裁判所は、その意思表示の事実が主張されない場合は、権利抗弁を判決の基礎とすることはできない(最判昭27.11.27、伊藤P297)。

オ 誤り。外国法規は、基本的には、法規範の一種として裁判所が職権で探知する(伊藤P332)。なお、外国法規について証明を要する場合もある。その場合の証明は自由な証明で足りる(伊藤P333)。

よって、正しい肢はイとエであり、3が正解となる。

★判例問題。難易度：中。各肢とも、通常の学習で得る知識の一つ上の知識を問うものであり、解答にてこずった受験生が多かったものと思われる。

午後の部第4問 正解3

ア 誤り。裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる(民事訴訟法168条)。当事者の同意は開始の要件ではない。

イ 正しい。当事者(一方又は双方)が出頭しない場合は、裁判所は、弁論準備手続を終了させることができる(民事訴訟法170条5項、166条)。

ウ 正しい。弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の意見を聴いて、当事者の一方が出頭した場合に電話会議の方法で手続を行うことができる。当事者双方とも欠席した場合は、電話会議の方法で手続を行うことはできない(民事訴訟法170条3項)。

エ 誤り。弁論準備手続においてすることができる証拠調べは文書の証拠調べに限られる。弁論準備手続において検証をすることはできない(民事訴訟法170条2項)。

オ 誤り。弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができる。なかった理由を説明しなければならない(民事訴訟法174条、167条)。

よって、正しい肢はイとウであり、3が正解となる。

★条文問題。難易度：易。すべての肢が基本的な条文知識を問うものである。アイウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第5問 正解4

ア 誤り。控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる（民事訴訟法290条）。

イ 正しい。控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる（民事訴訟法300条1項）。

ウ 誤り。控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる（民事訴訟法292条1項）。相手方の同意は要しない（民事訴訟法292条2項は261条2項を準用していない。基本コンメ第六版P30）。附帯控訴が提起されていても同じである。

エ 誤り。控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない（民事訴訟法286条）。

オ 正しい。原告の請求を認容した判決に対しては、被告に控訴の利益があり、控訴をすることができる。また、主位請求が棄却され、予備的請求が認容された原告にも控訴の利益があり、控訴をすることができる。

よって、正しい肢はイとオであり、4が正解となる。

★条文問題。難易度：易。すべての肢が基本的な条文知識を問うものである。アイウの正誤の判断で正解が可能である。ウの判断に迷ったとしても、アイオの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第6問 正解3

ア 誤り。裁判所は、次の要件を満たした場合に限り、係争物に関する仮処分（仮の地位を定める仮処分を除く。）において、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭（仮処分解放金）の額を定めることができる（民事保全法25条1項）。

- ①保全すべき権利が金銭の支払いを受けることをもってその行使の目的を達することができるものであること
- ②債権者の意見を聴くこと

イ 正しい。不動産の売買に基づく所有権移転登記手続請求権を被保全権利として処分禁止の仮処分を得た仮処分債権者は、売買が無効であっても、当該売買により当該不動産の占有を開始し仮処分後にこれを時効により取得した場合は、時効完成後に当該不動産を仮処分債務者から取得した第三者に対し、当該仮処分が取得時効に基づく所有権移転登記手続請求権を保全するものとしてその効力を主張することができる（最判昭59.9.20）。

ウ 正しい。占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、次に掲げる者に対し、係争物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる（民事保全法62条1項）。

- ①当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知って（悪意）当該係争物を占有した者（占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、悪意が推定される（2項）。）
- ②当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らないで当該係争物について債務者の占有を承継した者（債務者の占有を承継した者は、善意で

も引渡しの強制執行をされてしまう、という意味である。)

本肢の第三者は②の者に該当するから、当該第三者に対して明渡しの強制執行をすることができる。

エ 誤り。占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる（民事保全法25条の2第1項）。

オ 誤り。処分禁止の仮処分の登記の後にされた登記に係る権利の取得又は処分の制限は、（その取得又は処分の制限が仮処分がされる前になされていたとしても）仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をする場合には、その登記に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度において、その債権者に対抗することができない（民事保全法58条1項）。

よって、正しい肢はイとウであり、3が正解となる。

★判例条文問題。難易度：中。ウが正しい肢であることの判断は容易であるが、イの判例は知らないことが多いだろう。オの解答に当たり、登記は対抗要件であるから仮処分前に登記をしなかった第三者は仮処分債権者に対抗できない点に思い至れば正解が可能である。

午後の部第7問 正解3

ア 正しい。債権執行は、執行裁判所の差押命令により開始する（民事執行法143条）。

イ 誤り。差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する（民事執行法145条2項）。

ウ 誤り。債権の一部が差し押さえられ又は仮差押えの執行を受け、その残余の部分を超えて差押命令又は仮差押命令が発せられた場合は、債権の一部に対する各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ（民事執行法149条）。

エ 正しい。執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる（民事執行法153条1項）。

オ 正しい。執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、転付命令（差し押さえられた金銭債権を差押債権者の債権とし、その券面額での支払いの効果を生じさせるもの）を発することができる（民事執行法159条1項）。

よって、誤っている肢はイとウであり、3が正解となる。

★条文問題。難易度：易。全肢とも基本的な条文知識を問うものである。アイウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第8問 正解2

ア 正しい。司法書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の司法書士会の会員となる。司法書士と異なり、入会の手続を要するものではない。

イ 誤り。司法書士法人は、定款を変更したときは（名称変更は定款変更である。）、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない（司法書士法35条2項）。

ウ 誤り。簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、特定社員（簡裁訴訟代理等関係業務について認定を受けた司法書士である社員）のみが、各自司法書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によって、当該特定社員のうち特に簡裁訴訟代理等関係業務について司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない（司法書士法37条2項）。特定社員以外の社員が簡裁訴訟代理等関係業務について司法書士法人を代表する余地はない。

エ 誤り。司法書士法人が司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる（司法書士法48条1項）。

①戒告

②2年以内の業務の全部又は一部の停止

③解散

オ 正しい。次に掲げる者は、司法書士法人の社員となることができない（司法書士法28条2項）。

①懲戒処分として業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

②懲戒処分として司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者で、その処分を受けた日から解散の場合は3年、業務の全部の停止の処分を受けた場合は業務停止期間を経過しないもの

③司法書士会の会員でない者

よって、正しい肢はアとオであり、2が正解となる。

★条文問題。難易度：易。全肢とも基本的な条文知識を問うものである。イの届出先について「うっかりミス」をしない限り、アイ又はアオの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第9問 正解3

ア 正しい。弁済供託は、債務履行地の供託所にしなければならない（民法495条1項）。債務履行地の最小行政区画に供託所がない場合は、その地を包括する行政区画（都道府県）内のもよりの供託所が管轄供託所となる。

イ 誤り。宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない（宅地建物取引業法25条1項）。

ウ 正しい。選挙供託については、根拠法令に管轄の定めがないので、全国どこの供託所に供託してもよい（供託の知識167問P78）。

エ 正しい。訴訟費用の担保を供託の方法によって立てる場合は、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（振替債を含む。）を供託しなければならない（民事訴訟法76条）。

オ 誤り。管轄違いの弁済供託は原則として無効であるが、被供託者が供託を受諾したり供託物の還付を受けた場合は、供託は当初から有効となる（昭39.7.20民甲2594号）。

よって、誤っている肢はイとオであり、3が正解となる。

- ★条文問題。難易度：易。全肢とも供託の管轄に関する基本的な知識を問うものである。
アイの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第10問 正解4

ア 誤り。供託に関する手続でオンラインですることができるものは次のとおりである(供託規則38条)。

①金銭又は振替国債の供託(これと同時にするみなし供託書正本の交付又は送付の請求を含む。)

②供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求

イ 誤り。申請人等は、添付(提示)書面がある場合は、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を行ったもの(添付書面情報)を送信しなければならない。ただし、添付書面情報の送信に代えて、供託所に当該書面を提出し、又は提示することを妨げない(供託規則39条2項)。

ウ 正しい。登記された法人が供託等をする場合において、当該法人の代表者の電子認証登記所作成に係る電子証明書が申請書情報又は代理権限証書に代わるべき情報と併せて送信されたときは、登記所の作成した資格証明書の提示は要しない(供託規則39条5項)。

エ 正しい。オンラインで金銭の供託に係る申請書情報が送信された場合においては、当該供託について、電子納付(本肢の方法による納付)する旨の申出があったものとみなされる(供託規則40条1項)。すなわち、オンラインで金銭を供託する場合は、必ず電子納付の方法による。

オ 誤り。供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めたときは、供託官に対し、当該電磁的記録に記録された事項を記載して供託官が記名押印した書面(みなし供託書正本)の交付を請求することができる(供託規則42条1項)。

よって、正しい肢はウとエであり、4が正解となる。

- ★条文問題。難易度：易。供託に関するオンライン手続についての基本的な知識を問うアイの正誤の判断と、ウが正しい旨の判断(条文を覚えていなくとも、電子認証登記所の電子証明書を送信すれば資格証明書の提示を省略できることは容易に想像がつくであろう)で正解が可能である。

午後の部第11問 正解2

ア 誤り。債権者が不在のため弁済をすることができないことは、供託原因である受領不能にあたる。なお、持参債務の場合で債務者が債権者宅に電話で問い合わせたところ債権者代理人の帰宅時間を正確に告げられ、催告期間満了まで2日の余裕があった場合は受領不能にはあたらないとされているが(東京地判昭36.6.23、供託法の知識167問P117)、本肢の場合は弁済期日に電話をして家人から受領できない旨を告げられているから、受領不能にあたる。

イ 正しい。不法行為による損害賠償債務について、債務者(加害者)が客観的に相当と認められた額を提供したが拒否された場合、受領拒否(受領拒絶)を供託原因として供託することができる(昭38.12.27民甲3373号)。

ウ 誤り。債務者が弁済の提供をしたが、債権者が受領書を交付しない場合は、債務者は受領拒否を供託原因として供託することができる（昭39. 3. 28民甲773号）。

エ 正しい。地代・家賃のような金銭債権の債権者（賃貸人）が死亡し、相続人が数名ある場合は、金銭債権たる賃料債権は相続と同時に分割して承継されるから、債務者（賃借人）は、各相続人に対してそれぞれ法定相続分に応じた額を提供して拒否された場合に拒否された額のみを供託することができる。相続人の一人に全額を提供して拒否されたとして全額を供託することはできない（昭35全国合同会議）。

オ 正しい。譲渡禁止特約付の債権が譲渡された場合は、債権者不確知にあたる。譲受人が善意無重過失であれば譲渡は有効であり譲受人が債権者となるが、そうでない場合は譲渡は無効であり譲渡人が債権者であり、こうした事情は債務者にとって不明であるからである。

よって、誤っている肢はアとウであり、2が正解となる。

★先例問題。難易度：易。アの正誤の判断は多少悩んだかもしれないが、絶対覚えてなければならぬ知識を問うウオの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第12問 正解4

ア 誤り。包括遺贈の場合の所有権移転登記の登記原因は遺贈である。遺贈を登記原因とする所有権移転登記の申請は、受遺者と相続人全員又は遺言執行者による共同申請である。

イ 正しい。本肢の場合、本来、被相続人Aの遺産についての遺産分割協議の参加資格者はBCDであったが、Bが死亡してCDがその参加資格を承継したから、CDはAの固有の相続人兼Bの地位の承継人としてAの遺産について遺産分割協議をすることができる。その結果、Cを取得者としたのであれば、Cは単独で、AからCへの相続登記を申請することができる（登研158号）。

ウ 誤り。順位変更登記は、順位変更の合意の当事者による合同申請であり、登記権利者、登記義務者の別はない。順位変更の合意の当事者（順位変更登記の申請人）は、順位変更によって順位が上下する担保権者とこれらに挟まれた担保権者であるから、本肢の場合、ABCが合同で申請することとなる。

エ 誤り。所有権以外の権利が混同によって消滅した場合において、消滅した権利の権利者への所有権移転登記がなされた場合は、その者が登記権利者兼登記義務者として単独で当該権利の抹消登記を申請することができる。しかし、抹消登記の申請をする前に第三者への所有権移転登記がなされた場合は、原則どおり、当該第三者が登記権利者となり、消滅した権利の権利者が登記義務者となって、共同で申請しなければならない（昭30. 2. 4民甲226号）。

オ 正しい。根抵当権の元本確定登記の申請においては、設定者が登記権利者となり、根抵当権者が登記義務者となる。設定者（登記権利者）が登記申請に協力しない場合は、根抵当権者が設定者に対して登記手続を求めて訴えを提起し、勝訴の確定判決によって単独で申請することができる。この訴えは、登記義務者が登記権利者を訴えるものであるが、認められる（登記引取訴訟）。

よって、正しい肢はイとオであり、4が正解となる。

★先例問題。難易度：易。全肢が申請人に関する基本的知識を問うものである。アイウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第13問 正解5

ア Xは登記権利者にならない。XからYへの所有権移転登記の申請においては、Yが登記権利者となり、Xが登記義務者となる。XがYに対して登記手続を求めて訴えを提起し、勝訴の確定判決によって単独で申請する場合であっても、不動産登記法における登記権利者、登記義務者の概念は変わらず、Xは登記義務者である。

イ Xは登記権利者にならない。本肢の所有権移転登記の抹消の申請は、Aが登記権利者となり、Yが登記義務者となるが、Yに対して登記手続を命ずる確定判決によりYの申請は不要となり、XがAに代位して申請するからAの申請も不要となって、結局、Xが単独で申請することとなる。それでも登記権利者はあくまでもAであり、Xは代位申請人である。

ウ Xは登記権利者となる。本肢の地役権変更登記は、地役権に不利な変更登記であり、承役地の所有権登記名義人Xが登記権利者となり、地役権者（要役地の所有権登記名義人）Yが登記義務者となる。

エ Xは登記権利者にならない。根抵当権の元本確定登記は、本来、設定者が登記権利者となり、根抵当権者が登記義務者となって共同で申請する。しかし、本肢のように根抵当権者の確定請求によって元本が確定した場合は、根抵当権者が単独で申請することができる。その場合であっても、不動産登記法における登記権利者、登記義務者の概念は変わらず、Xは登記義務者（かつ単独申請人）である。

オ Xは登記権利者となる。信託財産が受託者の固有財産になった場合は、受託者の固有財産となった旨の登記（権利の変更登記）をする。この登記の申請においては、受託者が登記権利者となって、受益者が登記義務者となる。したがって、本肢の場合、受託者は登記権利者となる。

よって、Xが登記権利者となる肢はウとオであり、5が正解となる。

★解釈問題。難易度：易。全肢が登記権利者及び登記義務者の概念に関する基本的知識を問うものである。本来の共同申請が確定判決や特則によって単独申請となったとしても、登記権利者、登記義務者の概念に変更がないことの理解があれば正解は容易である。ウエの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第14問 正解4

ア 正しい。親権者と親権に服する子との利益相反行為にあたるため、家庭裁判所が選任した特別代理人が子を代理してした法律行為であっても、当該法律行為に関する登記の申請は、当該親権者が子を代理してすることができる。

イ 誤り。申請人の法定代理人が任意代理人に登記申請を委任した後、登記申請前に死亡した場合（又はその代理権が消滅した場合、若しくは代理権の範囲が変更された場合）、登記申請代理権は消滅せず、当該任意代理人は、当該法定代理人（であった者）が交付した委任状を用いて登記を申請することができる（不動産登記法17条）。この規定は、法人の代表者の代表権が消滅した場合に類推適用される。すなわち、申請人

たる法人の代表者が任意代理人に登記申請を委任した後、登記申請前に退任した場合、登記申請代理権は消滅せず、当該任意代理人は、代表者であった者が交付した委任状を用いて登記を申請することができる。

ウ 正しい。登記原因証明情報を援用する旨が記載された委任状も、登記申請の委任状として適格である。

エ 正しい。成年後見人は登記されるから、その代理権を証する情報には登記事項証明書が該当する。

オ 誤り。破産手続開始の決定（委任の終了原因）により代表取締役は退任するが、代理人の代理権（代表社員の代表権）は申請の時点で備わっていればよいから、本肢の申請は却下されない。

よって、誤っている肢はイとオであり、4が正解となる。

★解釈問題。難易度：易。ウは実務の知識を問うものであり、正誤の判断が困難な受験生があつたと思われるが、基本的知識を問うアイエの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第15問 正解2

ア 誤り。先順位の登記の名義人は、本来、登記上の利害関係人とはならない。しかし、根抵当権設定、所有権移転、極度額増額変更の各登記が順次なされていた場合の極度額増額変更登記は、増額部分につき当該所有権移転登記の名義人が設定した根抵当権の設定登記に等しい。そして、当該増額変更登記は、当該所有権の抹消により、職権で抹消される。したがって、当該根抵当権登記名義人（E）は、本問の3番所有権の抹消登記の登記上の利害関係人となる（昭39. 8. 12民甲2789号）。

イ 正しい。所有権の仮登記に基づく本登記を申請する場合において、登記上の利害関係人がある場合は、その承諾を要し、その承諾証明情報を提供しなければならない。この場合の登記上の利害関係人とは、仮登記よりも後順位で登記（仮登記を含む。）を受けた者であり、仮登記義務者を起点として登記を受けた者である。本問の4番仮登記に基づく本登記の場合は、後順位で登記を受けているH I Jが登記上の利害関係人となる。Hは、1番抵当権者Cから順位の譲渡を受けているが、その効力は当事者間においてのみ生じるから、ここには影響しない。

ウ 正しい。登記の抹消を申請する場合において、登記上の利害関係人がある場合は、その承諾を要し、その承諾証明情報を提供しなければならない。後順位の抵当権への順位譲渡の登記がされている先順位抵当権の登記の抹消を申請する場合、後順位抵当権者は登記上の利害関係人となる（昭37. 8. 1民甲2206号）。したがって、本問の1番抵当権の抹消を申請する場合は、5番抵当権者Hが登記上の利害関係人となる。

エ 誤り。賃借権の賃料の減額変更登記は、後順位の抵当権者等に不利益な変更登記であり、付記登記ですするためにはその承諾を要し、その承諾証明情報を提供しなければならない。本問では、2番賃借権の1番抵当権に優先する同意の登記がされているため1番抵当権者Cは2番賃借権の後順位者であり、登記上の利害関係人となる。

オ 正しい。根抵当権の極度額の増額変更登記は、後順位の抵当権者等に不利益な変更登記であり、4番根抵当権の極度額の増額変更登記をするに際し、6番根抵当権者Jは登記上の利害関係人となる。なお、極度額の変更には実体的に利害関係人の承諾を

要し、Jは、登記上の利害関係人であると同時に実体上の利害関係人でもあり、その承諾証明情報は、登記原因について必要な承諾があったことを証する情報であるのと同時に変更登記を付記登記とするための登記上の利害関係人の承諾証明情報にもあたる。

よって、誤っている肢はアとエであり、2が正解となる。

★先例問題。難易度：易。全肢とも登記上の利害関係人に関する基本的な知識を問うものである。アイの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第16問 正解4

ア 誤り。会社分割による権利（元本確定前の根抵当権を除く。）移転登記の登記原因証明情報は、会社分割の記載のある承継会社又は設立会社の登記事項証明書と、吸収分割契約書又は新設分割計画書である（平18.3.29民二755号）。これに対し、元本確定前の根抵当権者に会社分割があった場合の根抵当権の一部移転登記の登記原因証明情報は、登記事項証明書のみでよく、吸収分割契約書等の提供は要しない（登研700号）。本肢は、元本確定後の根抵当権移転登記の申請についてであるから、登記原因証明情報として、登記事項証明書と、吸収分割契約書又は新設分割計画書を提供しなければならない。

イ 正しい。所有権に関する登記請求権を保全するために仮処分の登記をした後、遅れる登記を抹消する場合は、登記原因証明情報の提供を要しない（不動産登記令7条3項）。

ウ 誤り。判決につき更正決定がなされた場合は、登記原因証明情報として、更正決定書正本とその確定証明書の提供も必要である（昭53.6.21法曹会決議）。

エ 誤り。自己信託の場合の信託の登記及び権利の変更登記の登記原因証明情報は、公正証書等で自己信託をした場合は、当該公正証書等（公正証書については、その謄本）である。公正証書等以外の書面又は電磁的記録で自己信託をした場合は、当該書面若しくは電磁的記録及び受益者となるべき者に対する確定日付のある証書により当該信託がされた旨及びその内容を通知をしたことを証する情報である（不動産登記令別表65添付情報欄イ、66の3添付情報欄）。本肢の通知がされたことを証する情報は、受益者ではなくA（Aが受益者である旨の記述はない。）に対して通知されたことを証するものであるから、登記原因証明情報とはならない。

オ 正しい。登記名義人住所変更登記の申請において、住民票コード又は会社法人等番号を提供したときは、登記官が住基ネット等で確認できる限度においては、住所の変更を証する情報（登記原因証明情報）の提供を要しない（不動産登記令9条、不動産登記規則36条4項）。これに対し、登記名義人氏名変更登記については、住民票コードの提供によって登記原因証明情報の提供を省略することができる旨の規定はないが、氏名の変更を証する情報は本来は戸籍事項証明書と住民票の写しであるが住民票の写しの記載で変更の事項が明らかである場合は戸籍事項証明書の提供は要しないとされていること（登研490号）、住所変更の場合の住民票コードの提供は住民票の写しの提供に代えてするものであることから考えれば、住民票コードの提供により、氏名変更を証する住民票の写しの提供を省略することができる、と考えることができる。

よって、正しい肢はイとオであり、4が正解となる。

★先例問題。難易度：難。イが正しいことは明らかであるが、イと対であるエとオの正誤の判断は困難である。

午後の部第17問 正解4

ア 誤り。印鑑証明書の住所が登記記録上の住所と異なる場合でも、住所変更の経緯を証する情報の提供があれば、当該印鑑証明書は添付情報として適格である(登研523号)。

イ 誤り。外国人又は海外居住の日本人の場合で印鑑登録をしていない者が、申請又は委任をする場合は、本人が申請書又は委任状に署名し、外国官憲、日本総領事、公証人等の署名証明書(=サイン証明。有効期間の定めはない。)を提供する(昭40.6.18民甲1096号、昭29.9.14民甲1868号)。なお、これらの者が印鑑登録をしていれば、原則通り印鑑証明書を提出して登記を申請することができる。

ウ 正しい。印鑑証明書は、市区町村長又は登記所作成のものでなければならない。ただし、認可地縁団体の代表者については、各市町村の条例に基づいて発行された印鑑証明書でもよい(平4.5.20民三2430号)。

エ 正しい。抵当権の被担保債権について債務引受けがあった場合は抵当権の債務者変更登記を抵当権登記名義人が登記権利者となり所有権登記名義人が登記義務者となって共同で申請する。所有権登記名義人が登記義務者となる場合は、通常、登記義務者の印鑑証明書を提供しなければならないが、担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を登記識別情報を提供して申請する場合は、印鑑証明書の提供を要しない。

オ 誤り。災害によって、不動産登記申請の添付情報である印鑑証明書の有効期間が延長される旨の規定はない。

よって、正しい肢はウとエであり、4が正解となる。

★先例条文問題。難易度：中。エが正しいことは明らかであるが、エと組み合わせられているウとオのいずれが正しいかの判断は困難である。ウに関する先例を勉強していれば解答は容易であったろう。

午後の部第18問 正解3

ア 正しい。申請人が会社法人等番号を有する法人の場合は、当該法人の会社法人等番号を提供しなければならない。ただし、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書(作成後1か月以内のもの)を提供する場合は、会社法人等番号の提供を省略することができる(不動産登記令7条1項1号、不動産登記規則36条1項、2項)。

イ 誤り。登記所の管轄にかかわらず、会社法人等番号を有する法人については会社法人等番号を提供しなければならない。

ウ 誤り。申請人が会社法人等番号を有する法人であって、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合は、代理権限証明情報の提供を要しない。この場合は、会社法人等番号を提供し、当該番号による検索により、登記官は代理人の代理権を確認することができるからである。したがって、支配人が法人を代理する場合も、会社法人等番号の提供を要する。

エ 正しい。所有権保存登記又は所有権移転登記を申請する場合は、登記名義人となる者の住所証明情報を提供しなければならない。ただし、次の各場合は、住所証明情報の提供を省略することができる。

①住民票コード又は会社法人等番号を提供したとき（不動産登記令9条、不動産登記規則36条4項）

②オンライン申請の申請人が公的個人認証サービスの署名用電子証明書を提供したとき（不動産登記規則44条1項）

オ 正しい。法人である代理人によって登記の申請をする場合は、（代理権限証明情報の一部として）当該代理人の代表者の資格証明情報を提供しなければならない。ただし、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる（不動産登記規則37条の2）。このように、法人である代理人については、資格証明情報の提供が原則であり、会社法人等番号の提供はこれに代わるものである（この点、申請人が法人である場合と異なる。）。したがって、代理人である司法書士法人の資格証明情報を提供した場合は当該司法書士法人の会社法人等番号の提供を要しない。

よって、誤っている肢はイとウであり、3が正解となる。

★先例条文問題。難易度：易。最近の改正点をしっかり学習していれば解答は困難ではない。アイウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第19問 正解2

ア 正しい。共有物分割による移転登記で、共有を単有にすることも、共有不動産の持分を変更することも可能である。

イ 誤り。共有物分割の代償として、共有者が単独で所有する不動産が他の共有者に譲渡された場合、「共有物分割による交換」（又は「共有物分割による贈与」）を登記原因とする所有権移転登記をする（記録例220）。「共有物分割」を登記原因とすることはできない。

ウ 誤り。共有者は、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることができる（民法256条1項但書。共有物分割禁止特約）。5年を超える共有物分割禁止の特約の登記の申請は却下される（民法256条1項但書違反。昭30.6.10民甲1161号）。

エ 正しい。持分放棄による共有者の持分の一部移転登記がなされている不動産につき、残余の持分が売買により共有者以外の者に移転した旨の登記を申請することができる（昭44.5.29民甲1134号）。

オ 誤り。AB共有として登記されている不動産につき、真実はAC共有であるとして、Aの持分放棄によるCへの持分移転登記を申請することはできない（昭60.12.2民三5441号。登記の形式的確定力）。

よって、正しい肢はアとエであり、2が正解となる。

★先例問題。難易度：易。共有物分割又は持分放棄による登記に関するオーソドックスな出題である。アウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第20問 正解1

ア 正しい。敷地権の登記後に、敷地権たる土地の所有権の持分のみの移転登記をすることはできない。

イ 誤り。敷地権の登記後に、敷地権たる土地の所有権の持分のみの移転~~仮~~登記をすることは、原因日付が敷地権発生前であればできる。敷地権発生後の場合はできない。本肢は、原因日付が敷地権発生後であるから仮登記といえどもすることはできない。

ウ 誤り。敷地権たる土地の所有権のみを目的とする抵当権設定登記（仮登記に基づく本登記を含む。）は、原因日付が敷地権発生前であればすることができる。本肢は、原因日付が敷地権発生前であるから抵当権設定仮登記に基づく本登記をすることができる。

エ 正しい。敷地権の登記後に、区分建物のみを目的とする抵当権を設定してその登記をすることはできない。ただし、敷地権が生じる前に土地に設定された抵当権の追加設定として、敷地権が生じた後に区分建物のみで抵当権を設定することは、実質的に分離処分禁止に反しないので有効であり、区分建物のみを目的として追加設定登記をすることができる（昭59.9.1民三4675号）。

オ 誤り。敷地権発生前に敷地権の目的である土地のみを目的として設定された抵当権を実行することは、分離処分禁止に反しない。したがって、差押登記をすることができる（区分建物とその敷地に関する登記をめぐる諸問題P70）。なお、敷地権発生後に、区分建物又は敷地権の目的である土地のみを目的とする強制執行としての差押えは、分離処分禁止に違反し、許されない（同P65）。

よって、正しい肢はアとエであり、1が正解となる。

★解釈先例問題。難易度：易。区分建物又は敷地権に関する重要論点を問う出題である。アエの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第21問 正解4

ア 誤っていない。「ゴルフ場所有」は地上権の設定の目的として登記することができる（昭47.9.19民三447号）。

イ 明らかに誤っている。存続期間が経過していることが登記記録上明らかな地上権の移転登記はすることができない（昭35.5.18民甲1132号）。本肢の1番地上権は、付記1号の移転登記をした時点で存続期間が経過しているから、その移転登記はできないはずである。

ウ 誤っていない。借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権は、設定の目的を「借地借家法第23条第1項の建物所有」とし、特約を「借地借家法第23条第1項の特約」とし、存続期間を30年以上50年未満で定めて登記する。

エ 誤っていない。区分地上権の場合は、区分地上権の目的である地下又は空間の上下の範囲が登記される。

オ 明らかに誤っている。竹木所有を目的とする地上権は、設定の目的を単に「竹木所有」として登記することはできず、例えば「檜所有」のように具体的に定めて登記する。

よって、明らかに誤っている肢はイとオであり、4が正解となる。

★先例問題。難易度：中。問われている内容は基本的な知識であるが、それを登記記録から確実に読み取れるかどうかで正否が分かれる。

午後の部第22問 正解4

- ア 申請することができる。貸借人の保証金（敷金）返還債権を被担保債権とする抵当権を、賃貸借終了前に予め設定し、その登記をすることができる。その場合の登記原因の記載方法は、本肢のとおりである。
- イ 申請することができる。非金銭債権も抵当権の被担保債権とすることができる。この場合は、債権額に代わり、債権の価額（債権価格）が登記事項（申請情報）となる。登記原因及び債権価格の記載方法は、本肢のとおりである。
- ウ 申請することはできない。債権の一部を被担保債権とする抵当権を設定し、登記をすることができる。その場合の登記原因は、本肢の場合は「年月日金銭消費貸借金400万円のうち金200万円年月日設定」となる（昭30.4.8民甲683号）。
- エ 申請することはできない。元本債権額と利息債権額を合わせて債権額として抵当権設定登記をすることができる。その場合は、債権（利息との合計額）とその内訳を次のとおり登記する。本肢は、内訳がないから誤りである。

「債権額 金200万円

内訳 元本100万円

利息100万円（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの分）」

- オ 申請することができる。（根）抵当権者が銀行の場合は、その名称に取扱店を付記して登記をすることができる（昭36.5.17民甲1134号）。

よって、申請することができない肢はウとエであり、4が正解となる。

★条文書式問題。難易度：易。申請書の書式の知識で解ける問題である。アイエの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第23問 正解5

- ア 両方にあてはまる。権利の保存、設定、移転登記（これらの登記においては、新たに登記名義人が登記される。ただし、根質権、根抵当権、信託登記を除く。）を申請する場合において、登記名義人となる者が二人以上であるときは、登記名義人ごとの持分が申請情報となる（不動産登記令3条9号）。
- イ いずれにもあてはまらない。不動産工事先取特権及び不動産売買先取特権のいずれも違約金を担保せず、違約金は登記事項（申請情報）ではない。
- ウ 両方にあてはまる。不動産工事先取特権及び不動産売買先取特権のいずれの保存登記を申請する場合も、登記原因証明情報を添付情報としなければならない。
- エ 一方のみにあてはまる。建物新築による不動産工事先取特権保存登記を申請する場合は、添付情報として設計書情報を提供しなければならない。これに対し、不動産売買先取特権保存登記を申請する際、設計書情報は添付情報とはならない。
- オ 一方のみにあてはまる。建物新築による不動産工事先取特権保存登記は、工事着手前（建物の登記前）に申請しなければならない。これに対し、不動産売買先取特権保存登記は、売買による所有権移転登記と同時に申請しなければならない。

よって、一方のみにあてはまる肢はエとオであり、5が正解となる。

★条文問題。難易度：易。基本的な条文問題である。アイウについての判断で正解が可能である。

午後の部第24問 正解3

ア 誤り。所有権登記名義人Aが死亡し、配偶者Bと子Cがこれを相続した（第一の相続）後、Bが死亡してCがこれを相続した（第二の相続）場合において、Cを相続人とする遺産分割協議書（Bの生前にBC間でした遺産分割の協議書）又はBの特別受益証明書を提供すれば、AからCへの相続登記を申請することができる（登研758号 質疑応答P171）。こうしたものを提供しないで、AからCへの相続登記を申請することはできない。本肢の場合、Bが生前にCと協議をして作成した遺産分割協議書があるから、AからCへの相続登記を申請することができる。

イ 正しい。任意代理人による遺産分割協議は許される。この場合の相続登記を申請する際は、当該代理人が記名押印した遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部として提供する（昭33.7.9民甲1379号）。

ウ 誤り。遺産分割の代償として相続人固有の不動産を他の相続人に移転する場合の登記原因は、有償であれば「遺産分割による売買」、無償であれば「遺産分割による贈与」である（平21.3.13民二646号、登研740号）。

エ 正しい。遺言書に相続人に対して財産を取得させる旨の記載がある場合の当該相続人の財産の取得原因は、原則として、遺言書の文言による。したがって、遺言書に「〇〇を遺贈する」旨の記載がある場合は、遺贈である。

オ 誤り。不動産の遺贈の受遺者及びその配分は遺言執行者が協議の上決定処分する旨の遺言書を登記原因証書とする遺贈の登記申請は、受理されない（昭33.10.11、民甲第2124号）。

よって、正しい肢はイとエであり、3が正解となる。

★先例問題。難易度：易。近年の重要先例（ア）を含む問題である。オについて判断がつかなくともアイエについての判断で正解が可能である。

午後の部第25問 正解3

ア できない。書面申請の場合の事前通知に対する申出は、登記義務者等が、通知書に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて通知書に押印した上、登記所に提出する方法によってする（不動産登記規則70条5項）。

イ できる。登記識別情報の失効の申出は、書面又は電子情報処理組織を用いてすることができる。登記識別情報の通知が書面でなされたか電子情報処理組織を用いてなされたかには関係ない。

ウ できない。書面申請の場合の取下げは、書面（取下書）を提出する方法とする（不動産登記規則39条1項2号）。

エ できる。登記の嘱託も、書面のほか、電子情報処理組織を用いてすることができる（不動産登記法16条2項、18条1号）。

オ できない。不正登記防止申出は、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）が登記所に「出頭」してしなければならない。ただし、その者が登記所に出頭することができないやむを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が登記所に出頭してするこ

とができる（不動産登記事務取扱手続準則35条1項）。

よって、電子情報処理組織を用いてすることができる肢はイとエであり、3が正解となる。

★条文問題。難易度：易。アウ（知っていなければならない知識に関する問題）についての判断で正解が可能である。

午後の部第26問 正解1

ア 誤り。口頭での意見陳述を定めた行政不服審査法の規定は適用が除外されるので、手続はすべて書面（又はオンラインで）行われる。

イ 誤り。行政訴訟を提起する前提として、審査請求をしなければならないわけではない。ただちに、行政訴訟を提起することができる。

ウ 正しい。登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない（不動産登記法157条1項）。登記官は、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない（不動産登記規則186条）。

エ 誤り。審査請求がされた法務局又は地方法務局長は、ウの処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる（不動産登記法157条4項）。

オ 誤り。審査請求期間については制限はない。

よって、正しい肢はウの一個であり、1が正解となる。

★条文問題。難易度：易。全肢審査請求のポイントについての出題である。ウの「通知」は不動産登記規則の条文であるが、相当な処分をすれば通知をしなければならないことは容易に思い至るだろう。

午後の部第27問 正解4

ア 誤り。登録免許税の額は、原則として、課税価格（移転した持分の価格）に1,000分の20を乗じた額であるが（登録免許税法別表第一、一（二）ハ）、次の各要件を満たした共有物分割の登録免許税の税率は1,000分の4となる（登録免許税法別表第一、一（二）ロ）。

①共有地を分筆する。

②各土地の持分移転登記を連件で申請する。

③ある土地につき持分移転登記を受ける者が取得する持分のうち、他の土地で失う持分に相当する部分については1,000分の4となる。これを超える部分については1,000分の20となる。

本問では①②の要件を満たしている。また、乙土地についてAが移転登記を受ける持分（この価格150万円）は、その全部がAが甲土地について失う持分（この価格350万円）に相当するから、税率は1,000分の4となり、登録免許税額は、金6,000円となる。

イ 誤り。甲土地についてBが移転登記を受ける持分（この価格350万円）のうち、Bが甲土地について失う持分（この価格150万円）に相当する部分の価格は150万円であり、これを超える部分の価格は200万円であるから、登録免許税額は、150万

- 円×1,000分の4+200万円×1,000分の20=金4万6,000円である。
- ウ 正しい。住所移転後に行政区画の変更があった場合、従来は、「年月日行政区画変更」による変更登記はなされたものとみなされたため申請の必要がないので、「年月日住所移転」による変更登記のみ申請し、登録免許税は非課税にはならなかった（昭48.11.1民三8187号）。しかし、現在は、住所について行政区画等の変更による変更があっても変更登記をしたとはみなされないから、「年月日住所移転」と「年月日行政区画変更」による変更登記を申請することとなり、同一の申請情報で申請した場合は、(最後の登記原因が非課税なので)非課税となる（登研748号P48）。
- エ 誤り。本枝の場合にすべき登記は、1番根抵当権についてC株式会社の権利放棄によるC株式会社の権利移転登記と（これにより1番根抵当権はD株式会社単有となる。）、1番根抵当権を300万円と200万円の根抵当権に分割して200万円の根抵当権をC株式会社に譲渡したことによる分割譲渡の登記である（C株式会社とD株式会社を逆にして、300万円の根抵当権を分割譲渡しても同様の結果を得ることができるが、それだと登録免許税額が高くなる。）。放棄による根抵当権の共有者の権利移転の登録免許税は、極度額を放棄前の共有者数で除した額（本枝の場合は250万円）に1,000分の2を乗じた額である。本枝の場合は、金5,000円である。また、根抵当権の分割譲渡の登記の登録免許税は、分割譲渡した根抵当権の極度額（本枝の場合は200万円）に1,000分の2を乗じた額である（登録免許税法別表第一、一（六）ロ）。本枝の場合は金4,000円である。以上の合計額は金9,000円である。
- オ 正しい。エの順番を逆にすると、まず、1番根抵当権を300万円と200万円の根抵当権に分割して200万円の根抵当権をC株式会社に譲渡したことによる分割譲渡の登記をしてから、原根抵当権についてC株式会社の権利放棄によるC株式会社の権利移転登記である（C株式会社とD株式会社を逆にして、300万円の根抵当権を分割譲渡しても同様の結果を得ることができるが、それだと登録免許税額が高くなる。）。この場合の分割譲渡の登記の登録免許税は、分割譲渡した根抵当権の極度額（本枝の場合は200万円）に1,000分の2を乗じた額である（登録免許税法別表第一、一（六）ロ）。本枝の場合は金4,000円である。また、権利放棄による権利移転登記の登録免許税は、極度額（300万円）を放棄前の共有者数で除した額（本枝の場合は150万円）に1,000分の2を乗じた額である。本枝の場合は、金3,000円である。以上の合計額は金7,000円である。
- よって、正しい肢はウとオであり、4が正解となる。

★計算問題。難易度：中。条文知識を問うものとして出題されたのであれば、さほど難しい問題ではないが、実際の計算を伴うものとなると、短時間での解答は困難であったかもしれない。

午後の部第28問 正解3

- ア 誤り。未成年者が成年に達したことによる未成年者の消滅の登記は、登記官が、職権ですることができる（商業登記法36条4項）。未成年者の登記においては生年月日が登記事項であるからである。これに対し、後見人の登記においては、被後見人の生年月

日は登記事項ではないので、未成年被後見人が成年に達したことによる後見人の消滅の登記は、登記官が、職権ですることはできない。後見人又は未成年者被後見人が申請する（商業登記法41条1項、2項）。

イ 正しい。未成年者の登記は、原則として、未成年者自身が申請人となる。ただし、営業の許可の取消しによる消滅の登記又は営業の許可の制限による変更の登記は、法定代理人も申請することができる（商業登記法36条2項）。「法定代理人も」であるから、未成年者が申請することもできる。

ウ 誤り。会社以外の者から数人の支配人の登記の申請があったときは、各支配人について各別の登記記録に登記をしなければならない（商業登記規則56条）。しかし、登記の申請を別個にしなければならないわけではない。

エ 正しい。外国会社の登記の申請は、日本における代表者が外国会社を代表してする（商業登記法128条）。

オ 誤り。後見人の登記は、原則として、後見人の申請によってする（商業登記法41条1項）。後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる（商業登記法41条3項）。「新後見人も」であるから、退任した後見人が申請することもできる。いずれにせよ、裁判所書記官が囑託するのではない。

よって、正しい肢はイとエであり、3が正解となる。

★条文問題。難易度：易。マイナーな個人商人の登記において、申請人は最重要ポイントである。しっかり学習していれば解答は容易である。アイの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第29問 正解4

ア 誤り。株式会社の設立登記の申請書に添付する設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書は、設立時取締役及び設立時監査役全員が調査したことを証する書面でなければならない。

イ 正しい。法人も発起人になることができる。ただし、法人が発起人になるためには、発起行為が法人の目的の範囲内でなければならない（昭56.4.15民四3087号）。申請書の添付書面によって発起行為が法人の目的の範囲外であることが明らかな場合は設立登記の申請は受理されない。そうでない限り、申請は受理される。

ウ 誤り。絶対的記載事項の欠けた定款は、公証人の認証を受けても無効であり、欠缺部分を追完する発起人全員の同意書に公証人の認証を受けても有効にはならない（昭31.9.13民甲2150号）。

エ 正しい。発起設立において、公証人の認証後に会社法が許容していない定款変更があった場合において、当該変更を明らかにし発起人が署名した書面に公証人の認証を受ければ、その書面を添付することによって変更後の内容で設立登記をすることができる（昭32.8.30民甲1661号）。

オ 誤り。定款作成後又は設立時発行株式に関する発起人の同意後であれば、定款認証前であっても発起人は出資の履行及び設立時役員を選任をすることができる（昭31.5.19民四103号）。

よって、正しい肢はイとエであり、4が正解となる。

★先例問題。難易度：易。設立登記に関する重要論点を問う出題である。ウエに関する先例をしっかり学習していれば、正解は容易である。

午後の部第30問 正解4

ア 誤り。新たに就任した役員の見任承諾書には、住所が記載されていなければならない。

イ 正しい。権利義務承継者を解任することはできない。

ウ 誤り。取締役、監査役、執行役、会計参与若しくは会計監査人の氏の変更登記の申請をする者は、これらの者につき婚姻前の氏をも記録（登記）するよう申し出ることができる（商業登記規則81条の2第1項）。その場合は、申請書に、婚姻前の氏を記録すべき取締役等の氏名及びその婚姻前の氏を記載し、これらを証する書面を添付しなければならない（2項）。株主総会議事録の記載によってこの書面に代えることはできない。

エ 正しい。取締役会設置会社の代表取締役の見任による変更の登記の申請書には、選定に係る取締役会議事録の出席取締役及び出席監査役（会計監査権限しかない監査役を含む。）の押印に関する市区町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない。

オ 誤り。定款の代表取締役の互選規定を廃止し、各自代表となった場合は、従前代表権がなかった取締役について代表権付与の登記をする。この場合は、代表取締役としての見任承諾は要しないから、見任承諾書は添付書面とはならない。

よって、正しい肢はイとエであり、4が正解となる。

★条文問題。難易度：易。改正点も含めた役員変更登記に関する基本論点を問う出題である。ウについての判断がつかなくても、イエの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第31問 正解2

ア 誤り。公開会社が株主割当て以外の方法で募集株式を発行する場合は、募集事項の決定は取締役会でするのが原則である。有利発行の場合の手続は、非公開会社と同一手続となる。したがって、委任決議なしに取締役会で募集事項を決定することはできない。しかし、有利発行等の場合の委任決議を証する株主総会議事録は、添付書面にはならない。

イ 正しい。譲渡制限株式の割当てには、（公開会社、非公開会社を問わず）定款に別段の定めがない限り、非取締役会設置会社の場合は株主総会の特別決議を要し、株主総会の議事録が添付書面となる。

ウ 正しい。公開会社が株主割当て以外の方法で募集株式を発行する場合において、募集株式の引受人が募集株式の発行等の効力発生後に有することとなる議決権の数の総株主の議決権の数に対する割合が2分の1を超える場合（支配株主の異動を伴う場合）に当該公開会社が株主に対して通知又は公告をして、総株主の議決権の10分の1（定款で軽減可）以上の議決権を有する株主が募集株式の引受けに反対する旨を当該公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要がある場合を除き、払込期日等の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の総数引受契約の承認を受けなければならない（会社法206条の2）、この株主総会の議事録は添付書面となる。

エ 誤り。複数の募集株式の発行を同一の取締役会で決議した場合、当該取締役会の議事録は、各発行に係る変更登記の添付書面とすることができる。

オ 正しい。申込人が現れた後の払込期日の延期には、募集事項の決定機関の決定のほか、申込人全員の同意を要し、同意書が添付書面となる（昭40. 1. 13民甲79号）。よって、誤っている肢はアとエであり、2が正解となる。

★先例条文問題。難易度：易。募集株式の発行による変更登記に関する改正点も含めた重要論点を問う出題である。アウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第32問 正解5

ア 正しい。株式会社が資本金の額を減少する場合において、定時株主総会において決議事項を定め、資本金の額の減少額が、定時株主総会の日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合は、資本金の額の減少を当該定時株主総会の普通決議で決定することができる（会社法309条2項9号）。

イ 正しい。株式会社が準備金の資本組入れをする場合において、株式の発行と同時に準備金の額を減少し、効力発生日後の準備金の額が、効力発生日前の準備金の額を下回らない場合は、準備金の額の減少は、取締役の過半数の一致（非取締役会設置会社の場合）又は取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）ですることができ（会社法448条3項）、取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会議事録が添付書面となる。

ウ 正しい。規定上は、株式会社の資本金の額の減少登記の申請書には資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付することとされているが、添付は要しないとされている。

エ 誤り。その他剰余金の資本組入れをしようとするときは、株主総会の普通決議で所定事項を決定しなければならない（会社法450条1項、2項）。株主総会については、定時株主総会と臨時株主総会を問わない。

オ 誤り。資本金の額を、減少させた直後に増加させた場合、中間省略的な登記をすることは許されない（ハンドブック）。

よって、誤っている肢はエとオであり、5が正解となる。

★条文問題。難易度：易。実体法である会社法の知識を問う出題である。アイの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第33問 正解3

ア 誤り。清算株式会社は会計監査人を置くことができないから、会計監査人設置会社が解散登記をすると、会計監査人設置会社である旨の登記、会計監査人に関する登記、監査等委員会設置会社である旨の登記には、抹消の記号が記録される（商業登記規則72条1項）。これに対し、清算株式会社は監査役を置くことができるから、監査役設置会社である旨の登記には、抹消の記号は記録されない。

イ 正しい。清算開始原因が生じた時に公開会社又は大会社であった清算株式会社は、監査役の設置が強制される。清算開始後に非公開会社になり、又は大会社でなくなったとしても、監査役を廃止することはできない。

ウ 正しい。支配人を置いていた株式会社が解散登記をすると、支配人の登記に抹消の記号が記録される（商業登記規則59条）。ただし、清算中であっても支配人を選任することができ、支配人の登記をすることができる（支配人の選任は、清算人会の専決事項とされていることからこのことが窺える。）。

エ 誤り。清算人の登記は、裁判所が選任した清算人であっても、清算株式会社が申請しなければならない。

オ 誤り。清算株式会社において、監査役会の設置が強制される場合はない。解散前は設置が強制される場合（公開大会社）であっても、清算中は、設置は強制されないから、定款を変更してこれを廃止することができる。

よって、正しい肢はイとウであり、3が正解となる。

★条文問題。難易度：易。解散又は清算人に関する必須知識を問う出題である。アイウの正誤の判断で正解が可能である。

午後の部第34問 正解4

ア 誤り。合資会社の全ての有限責任社員が退社すると同時に新たな有限責任社員が加入した場合、単に、社員の退社の登記と加入の登記を同時に申請すれば足りる（いったん合名会社への種類変更が擬制された後に合資会社へ種類変更したと考える必要はない。ハンドブック第3版P697）。

イ 正しい。定款に業務執行社員の任期規定がある合同会社において、当該定款規定による業務執行社員の任期満了後、直ちに当該業務執行社員が業務執行社員に再度指定された場合は、業務執行社員に係る変更の登記をする必要はない（平20.11.21民商3037号）。

ウ 誤り。定款の規定に基づき合同会社の業務執行社員が代表社員を互選した場合は、互選を証する書面（及び定款、就任承諾書）を添付して、代表社員の選任による変更登記を申請することができる。

エ 誤り。合資会社の業務執行権のない有限責任社員が持分全部を他の社員に譲渡して退社する場合の変更登記の申請書には、「譲渡契約書」「譲渡された持分が業務を執行しない社員に係るものであることを証する書面」「業務執行社員全員の同意書」を添付しなければならない。これに対し、合資会社の業務執行権のない有限責任社員が持分の一部を他の社員に譲渡した場合は当該有限責任社員は退社せず、出資の価額の変更登記を申請する。この場合の申請書には、業務執行社員全員の同意書を添付すれば足りる（ハンドブック第3版P654）。

オ 正しい。持分会社の設立登記の申請において、法人社員が代表権を有する場合は、次の書面を添付しなければならない。

①当該法人の登記事項証明書

ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

②当該法人社員の職務執行者の選任に関する書面

③当該法人社員の職務執行者の就任承諾書

よって、正しい肢はイとオであり、4が正解となる。

★先例条文問題。難易度：難。正解肢の一つであるオが正しい肢であることは容易に判断できるが、これと対になるア又はイの正誤の判断は困難である。

午後の部第35問 正解5

ア 正しい。一般社団法人等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内にしなければならない。

①設立時理事等による設立事項の調査が終了した日

②設立時社員（一般財団法人の場合は設立者）が定めた日

イ 正しい。理事会を置かない一般社団法人の設立登記の申請書には、設立時理事の就任承諾書の押印に関する印鑑証明書を添付を要する（株式会社に関する規定の準用）。

ウ 誤り。一般社団法人は、株式会社と同じく、貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を定め、登記することができる。その決定は、社員総会であることを要しないから、社員総会議事録は添付書面とはならない。

エ 誤り。行政庁は、公益社団法人である一般社団法人の公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律29条6項）。

オ 正しい。基金を引き受ける者の募集をすることができる旨の定款の定めは登記事項ではない。

よって、誤っている肢はウとエであり、5が正解となる。

★先例条文問題。難易度：易。学習が薄くなる分野ではあるが、アについて株式会社の発起設立を連想し、イについて株式会社の規定が準用されることに思い至れば正解は可能である。ウも株式会社からの連想で正誤の判断がつく。エについての知識は不要である。

午後の部第36問解説

1問1について

1) 実体関係

平成27年9月1日、甲土地の共有者の一人である甲野一郎が住所を移転した。

平成28年4月5日、甲土地の共有者である甲野一郎と甲野花子（夫婦）について調停離婚が成立した。当該調停において、甲土地において甲野一郎が有する持分を条件（金銭の支払い）付きで甲野花子に財産分与する旨、登記手続に甲野一郎が協力する旨が定められた。当該条件である金銭の支払いは平成28年4月8日になされ、そのとき条件が成就し、甲土地の甲野一郎の持分は甲野花子に移転したこととなる。

2) 登記申請手続

a. すべき登記

甲土地について、財産分与による甲野一郎持分全部移転登記を申請するが、その前提として、当該持分移転登記の登記義務者である甲野一郎について登記名義人住所変更登記を申請しなければならない。登記義務者の住所と登記記録上の登記名義人の住所の不一致は却下事由にあたるからである。ところで、この登記名義人住所変更登記は、登記名義人である甲野一郎の単独申請によってすべきであるが、平成28年4月20日に申請する登記については、司法書士法務直子は甲野花子からしか委任を受けていない。しかし、甲野花子は、甲野一郎に対して、財産分与による持分移転登記請求権を有しており、これを被保全債権として、甲野一郎の登記申請権を代位行使することができる。したがって、甲野一郎の登記名義人住所変更登記は甲野花子が代位申請することとなる。

財産分与による甲野一郎持分全部移転登記は、財産分与を定めた調停調書に甲野一郎が登記手続をする旨が定められているから、これを用いて甲野花子が単独で申請することができる。ただし、甲野一郎の登記申請の意思表示は、甲野花子の証明すべき事実（金銭の支払い）に係っており、この場合に甲野花子が調停調書を用いて単独申請をするためには、当該調停調書に執行文の付与を要し、甲野花子はその事実（金銭の支払い）の到来したことを証する文書を提出したときに限り執行文が付与される。平成28年4月11日に司法書士法務直子が甲野花子から相談を受けた際に先だつてすべき手続があることを助言したその手続とは執行文付与を受ける手続である（第1欄の(3)の解答）。甲野花子は調停調書に執行文の付与を受けたから、財産分与による甲野一郎持分全部移転登記は甲野花子が単独で申請することができる。

以上により、平成28年4月20日に申請すべき登記は次のとおりである。

- ① 1番所有権登記名義人住所変更（甲土地）
- ② 財産分与による甲野一郎持分全部移転登記（甲土地）

b. 1番所有権登記名義人住所変更（甲土地について1番目に申請した登記）

a) 登記の目的

「1番所有権登記名義人住所変更」である。

b) 登記原因及びその日付

「平成27年9月1日住所移転」である。

c) 上記以外の申請事項等（本問の「申請事項等」とは、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項及び当該事項に含まれない申請人である。）

変更後の事項と申請人（被代位者）代位申請人、代位原因を次のとおり記載する。

「変更後の事項

共有者甲野一郎の住所 千葉県千葉市中央区富士見九丁目8番7号

申請人（被代位者）甲野一郎

代位者 甲野花子

代位原因 平成28年4月8日財産分与による甲野一郎持分全部移転登記請求権」

d) 添付情報（委任状を除く。）

(ア) 登記原因証明情報

甲野一郎の住民票の写し（ウ）を提供する。

(イ) 代位原因証明情報

調停調書（ア）を提供する。

e) 登録免許税額

変更登記の登録免許税額は、不動産の個数に千円を乗じた額である。本申請の場合
は「金1,000円」である。

c. 財産分与による甲野一郎持分全部移転登記（甲土地について2番目に申請した登記）

a) 登記の目的

「甲野一郎持分全部移転」である。

b) 登記原因及びその日付

「平成28年4月8日財産分与」である。日付は、条件が成就した日（金銭が支払
われた日）である。

c) 上記以外の申請事項等

申請人を次のとおり記載する。登記義務者は申請人にはならないが、これを記載し
たうえで、登記権利者に「(申請人)」を冠記する。権利の一部の移転登記であるか
ら、移転した持分を記載する。

「権利者（申請人）持分 2分の1 甲野花子

義務者 甲野一郎」

d) 添付情報（委任状を除く。）

(ア) 登記原因証明情報

調停調書による単独申請の場合は、調停調書正本（ア）に限定される。

(イ) 住所証明情報

甲野花子の文京区（この時点で甲野花子の住所は文京区である。）住民票の写し
（エ）を提供する。

(ウ) 登記識別情報、印鑑証明書

登記権利者による単独申請であるので、登記義務者に関するこれらの情報の提供
を要しない。

e) 登録免許税額

課税価格（移転した持分の価格（甲土地の価格6,259万2,323円×1/2
＝（下三桁切捨）3,129万6,000円）に1,000分の20を乗じた額で
あり、「金62万5,900円」である。

2問2について

1) 実体関係

平成28年5月3日に、甲土地の所有者となった甲野花子が住所を移転した。

平成28年5月25日、甲土地に設定された3番抵当権と、甲土地と乙建物に設定された共同根抵当権（甲土地においては4番根抵当権、乙建物においては2番根抵当権。以下、これらの根抵当権を「共同根抵当権」という。）が解除によって消滅した。

上記共同根抵当権の登記名義人は株式会社H銀行である。甲土地の3番抵当権の登記名義人は、登記記録上は株式会社E銀行であるが、株式会社E銀行は、株式会社F銀行に商号を変更した後、株式会社G銀行に合併して消滅し（株式会社G銀行が株式会社F銀行を承継し）、その後株式会社G銀行は株式会社H銀行に商号を変更したものである。したがって、甲土地の3番抵当権と甲土地及び乙建物の共同根抵当権の権利者は、いずれも株式会社H銀行である。

2) 登記申請手続

a. すべき登記

甲土地については、3番抵当権と4番根抵当権の抹消登記を申請する。同一不動産の抵当権と根抵当権の抹消登記は、当事者が同一で登記原因及びその日付が同一であれば、同一の申請情報で申請することができる（登研434号）。3番抵当権と4番根抵当権の抹消登記の登記原因及びその日付（平成28年5月25日解除）、登記権利者（甲野花子）、登記義務者（株式会社H銀行）はすべて同一であり、この要件を満たしている。法務直子は、申請件数と登録免許税額がもっとも少なくなるような登記を申請したとあるので（事実関係に関する補足5）、これらの抹消登記を同一の申請情報で申請したこととなる。乙建物については、2番根抵当権の抹消登記を申請する。

その前提登記が問題となる。甲土地において上記抹消登記の登記権利者となる甲野花子の住所が登記記録上の住所から他所に移転している。この場合、抹消登記の前提として、甲野花子の登記名義人住所変更登記をしなければならない。他方、3番抵当権抹消の登記義務者H銀行は、登記記録上の株式会社E銀行から商号変更、合併による移転、商号変更を経て株式会社H銀行になったものである。抵当権を抹消する場合において、抵当権消滅前に合併による移転があった場合は、抹消登記の前提として、合併による抵当権移転登記をしなければならない。合併（相続）による移転登記の前に氏名等の変更があった場合であってもその変更登記は要しないから、株式会社E銀行から株式会社F銀行への変更登記は要しない。また、合併後、合併による移転登記を了しない間に商号が変更された場合は、変更後の商号で合併による移転登記をすることができるから、株式会社G銀行から株式会社H銀行への商号変更登記も不要である（もともと、所有権以外の権利の登記の抹消の前提として、登記名義人氏名等変更登記は要しない）。

以上により、平成28年5月25日にすべき登記は次のとおりである（甲土地と乙建物については先に甲土地についての登記を申請する（事実関係に関する補足6））。

- ① 1番、2番所有権登記名義人住所変更（甲土地。本問では、甲区と乙区の登記では甲区を先に申請する（事実関係に関する補足6）。）
- ② 合併による3番抵当権移転（甲土地）
- ③ 3番抵当権、4番根抵当権抹消（甲土地）
- ④ 2番根抵当権抹消（乙建物。解答不要）

- b. 1番、2番所有権登記名義人住所変更（甲土地について1番目に申請した登記）
- a) 登記の目的
「1番、2番所有権登記名義人住所変更」
- b) 登記原因及びその日付
「平成28年5月3日住所移転」である。
- c) 上記以外の申請事項等
変更後の事項と申請人（甲野花子の単独申請である。）は次のとおり記載する。
「変更後の事項
住所 東京都豊島区池袋五丁目5番5号
申請人 甲野花子」
- d) 添付情報（委任状を除く。）
(7) 登記原因証明情報
豊島区発行の甲野花子の住民票の写し（オ）を提供する。
- e) 登録免許税額
変更登記の登録免許税額は、不動産の個数に千円を乗じた額である。本申請の場合
は「金1,000円」である。
- c. 合併による3番抵当権移転（甲土地について2番目に申請した登記）
- a) 登記の目的
「3番抵当権移転」である。
- b) 登記原因及びその日付
「平成18年7月1日合併」である。
- c) 上記以外の申請事項等
申請人（株式会社H銀行の単独申請である。）を次のとおり記載する。
「権利者（注1）（被合併会社 株式会社E銀行（注2）
株式会社H銀行
（会社法人等番号 0104-01-654321）」
注1：「権利者」という記載は精義新版による。
注2：被合併会社の表示は登記記録上の表示と合致させるべきであると解する。
- d) 添付情報（委任状を除く。）
(7) 登記原因証明情報
株式会社E銀行から株式会社F銀行への商号変更及び株式会社F銀行が株式会社
G銀行に合併して消滅したことを証する株式会社F銀行の閉鎖事項一部証明書(カ)
のほか、この閉鎖事項一部証明書の記載（株式会社G銀行）と申請情報（株式会社
H銀行）の不一致を解消するための株式会社H銀行の現在事項証明書の提供を要す
るが、後者は「添付情報一覧」の中にないのでその記載は要しない。
- e) 登録免許税額
債権額に1,000分の1を乗じた額であり、「金2万5,000円」である。
- d. 3番抵当権、4番根抵当権抹消（甲土地について3番目に申請した登記）
- a) 登記の目的
「3番抵当権、4番根抵当権抹消」である。

b) 登記原因及びその日付

「平成28年5月25日解除」である。

c) 上記以外の申請事項等

申請人（甲野花子が登記権利者となり、株式会社H銀行が登記義務者となる共同申請である。）を次のとおり記載する。

「権利者 甲野花子

義務者 株式会社H銀行

（会社法人等番号 0104-01-654321）」

d) 添付情報（委任状を除く。）

(7) 登記識別情報

共同申請であるから、登記義務者の登記識別情報を提供する。3番抵当権については、前件申請に係る登記識別情報（チ。提供したものとみなされる。）であり、4番根抵当権については設定当時の登記識別情報（セ）を提供する。

(4) 登記原因証明情報

それぞれの解除証書（キ、ク）を提供する。

e) 登録免許税額

抹消登記の登録免許税額は、不動産の個数に千円を乗じた額である。ただし、不動産の個数が20個を超えた場合は2万円である。本申請の場合は「金1,000円」である。

e. 2番根抵当権抹消（乙建物）

解答不要である。

3問3について

1) 実体関係

平成28年6月24日、甲土地の2番根抵当権がQ食品有限会社に一部譲渡された。元本確定前の根抵当権の一部譲渡には設定者（所有権登記名義人）の承諾を要するところ、甲土地の所有権登記名義人甲野花子がこれに承諾しているから一部譲渡は有効である。これにより、甲土地の2番根抵当権は、株式会社P商事とQ食品有限会社の準共有となる。

同日、同根抵当権の債務者と債権の範囲について変更契約がなされた。この変更は、一部譲渡を受けた根抵当権者Q食品有限会社について債務者と債権の範囲を変更するものである。この変更は、根抵当権者と設定者間でするものであるところ、別紙7の「根抵当権一部譲渡契約書」には関係当事者全員の氏名又は名称が記載され押印があるということであるから、設定者甲野花子の記名押印もあることとなり、この変更契約は有効である。

同日、同根抵当権の追加担保として乙建物に共同根抵当権が設定された。債務者の一人である甲野花子は設定者である株式会社Aレストランの取締役であるから、この根抵当権設定は、取締役の債務を会社所有不動産で担保する利益相反取引であり、株式会社Aレストランの承認を要し、その承認があったものとして解答することとなる。

2) 登記申請手続

a. すべき登記

根抵当権一部譲渡の登記と、根抵当権の債務者や債権の範囲の変更登記は、申請人が異なるから、同一の申請情報で申請することはできない

したがって、すべき登記は次のとおりである。

- ①一部譲渡による2番根抵当権一部移転（甲土地）
 - ②2番根抵当権の債務者及び債権の範囲の変更（甲土地。解答不要）
 - ③共同根抵当権の追加設定（乙建物）
- b.一部譲渡による2番根抵当権一部移転（甲土地について1番目に申請した登記）
- a)登記の目的
「2番根抵当権一部移転」である。
 - b)登記原因及びその日付
「平成28年6月24日一部譲渡」である。
 - c)上記以外の申請事項等
申請人（譲受人が登記権利者となり、譲渡人が登記義務者となる共同申請である。）
を次のとおり記載する。
「権利者 Q食品有限会社
（会社法人等番号 0110-02-876543）
義務者 株式会社P商事
（会社法人等番号 0104-01-345678）」
 - d)添付情報（委任状を除く。）
 - (ア)登記済証
共同申請であるから、登記義務者が甲土地乙区2番で登記を受けた際の登記済証
（シ。甲土地乙区2番の登記の時点はオンライン申請前であるから、登記名義人
には登記済証が交付されている。）を提供する。
 - (イ)登記原因証明情報
根抵当権の一部譲渡契約証書（ケ）を提供する。
 - (ウ)承諾証明情報
根抵当権の一部譲渡においては設定者の承諾が効力要件であるから、登記原因に
ついて承諾があったことを証する情報として、甲野花子の承諾証明情報（ネ）を提
供する。
 - e)登録免許税額
極度額を譲渡後の共有者数で除した額（課税価格）に1,000分の2を乗じた金
額であり、「金10万円」である。
- c.2番根抵当権の債務者及び債権の範囲の変更（甲土地について2番目に申請した登記）
解答不要である。
- d.共同根抵当権の追加設定（乙建物について申請した登記）
- a)登記の目的
「共同根抵当権設定（追加）」である。
 - b)登記原因及びその日付
「平成28年6月24日設定」である。
 - c)上記以外の申請事項等
極度額、債権の範囲（変更後の内容を記載する。変更のなかった根抵当権者株式会
社P商事のものも含めて全部記載する。）、債務者（同）、申請人（根抵当権者が登記

権利者となり、設定者が登記義務者となる共同申請である。)を次のとおり記載する。

「極度額 金1億円

債権の範囲

根抵当権者株式会社P商事につき 売買取引 買付委託取引 販売委託取引

根抵当権者Q食品有限会社につき 売買取引 平成28年1月8日特約販売契約
債務者

根抵当権者株式会社P商事につき 株式会社Aレストラン

根抵当権者Q食品有限会社につき 甲野花子

根抵当権者 株式会社P商事

(会社法人等番号 0104-01-345678)

Q食品有限会社

(会社法人等番号 0110-02-876543)

設定者 株式会社Aレストラン

(会社法人等番号 0200-01-987654)」

d) 添付情報 (委任状を除く。)

(ア) 登記済証

共同申請であるから、登記義務者が乙建物甲区1番で登記を受けた際の登記済証(ソ。乙建物甲区1番の登記の時点はオンライン指定前であるから、登記名義人は登記済証の交付を受けている。)を提供する。

(イ) 登記原因証明情報

根抵当権追加設定契約証書(コ)を提供する。

(ウ) 承諾証明情報

利益相反取引についての株式会社Aレストランの承認があったことを証する情報を登記原因についての承諾証明情報(ネ)として提供する。

(エ) 印鑑証明書

所有権登記名義人が登記義務者となる場合であるから、登記義務者である株式会社Aレストランの代表者の印鑑に関する証明書(ト)を提供する。

(オ) 前登記証明情報

共同根抵当権の追加設定登記を申請する場合において、前登記に他の登記所の管轄物件がある場合は、前登記証明情報(具体的には登記事項証明書)を提供しなければならない。これが登録免許税法13条2項の減税証明書を兼ねるものとなる。

本申請の場合は、甲土地の登記事項証明書(ハ)を提供する。

e) 登録免許税額

前登記証明情報が登録免許税法13条2項の減税証明書を兼ねるから、登録免許税額は、追加する不動産の個数に1,500円を乗じた額であり、本申請の場合は「金1,500円」である。減税条項を「(登録免許税法第13条第2項)」と記載する。

午後の部第37問解説

1 監査等委員会設置会社の定め設定（ワンツー株式会社）

ワンツー株式会社が、定時株主総会において、監査役と監査役会を廃止し、監査等委員会を置く旨の定款変更をしている。

監査等委員会を置くための要件は、次のとおりである。

- ①取締役会設置会社であること
- ②会計監査人設置会社であること
- ③監査役を置かないこと
- ④指名委員会等設置会社ではないこと

ワンツー株式会社は①②④の要件を満たしているが、③の要件を満たしていなかったため、監査役と監査役会を廃止し、監査等委員会設置会社の定めを設定したものである。

決議に始期や条件は付されていないから、決議日＝平成28年5月30日に定款変更の効力が生じ、これら設定及び廃止の登記を申請することとなる。

【添付書面】

「株主総会議事録」※定款変更を証するために添付する。

2 役員等の変更（ワンツー株式会社）

株式会社が監査等委員会設置会社の定めを設定する定款変更をすると、定款変更の効力が生じた時に取締役及び監査役の任期は満了する。また、監査役設置会社の定めを廃止する定款変更（ワンツー株式会社はこれもやっている。）をすると、定款変更の効力が生じた時に監査役の任期は満了する。したがって、ワンツー株式会社の取締役及び監査役の全員が、定款変更の効力発生日＝平成28年5月30日に任期満了退任し、同日、代表取締役Aは資格喪失退任したこととなる。

当該定款変更に係る定時株主総会において、後任の取締役（監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役）を選任している。監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して選任しなければならないところ、区別して選任がなされている。監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないところ、監査等委員である取締役として選任されたDEF三名のうちEFは社外取締役の要件を満たしている。被選任者は席上就任を承諾したから、被選任者は、監査等委員である取締役又は監査等委員でない取締役に就任したこととなる。取締役ABは、平成28年5月30日重任であり、社外取締役G及び監査等委員である取締役DEFは、平成28年5月30日就任である。取締役Cは再選されなかったから、任期満了退任したままである。

会計監査人の法定任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。会計監査人は、任期満了に係る定時株主総会において別段の決議（不再任の決議）がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。したがって、会計監査人さくら花子の任期は、平成28年3月31日を末日とする事業年度に関する定時株主総会の終結の時（平成28年5月30日）に満了したが、当該定時株主総会において別段の決議もされていない。したがって、会計監査人さくら花子は、平成28年5月30日に重任したこととなる。

当該定時株主総会終結後に開催された取締役会で、代表取締役としてAが選定され、被

選定者は席上就任を承諾している。したがって、平成28年5月30日に代表取締役Aが重任したこととなる。

以上により、ワンツー株式会社の役員等の変更事項は次のとおりであり、その旨の登記を申請する。なお、監査等委員である取締役は、「取締役・監査等委員」と登記されるから、以下、その記載方法に従う。監査等委員会設置会社の場合は社外取締役である旨が登記事項となるから、社外取締役であるG E Fにはその旨を括弧書きする。

平成28年5月30日取締役C、監査役D、監査役（社外監査役）E、監査役（社外監査役）F任期満了退任

同日次の者重任

取締役 A

取締役 B

東京都新宿区甲町1番地

代表取締役 A

会計監査人 さくら花子

同日次の者就任

取締役（社外取締役）G

取締役・監査等委員 D

取締役・監査等委員（社外取締役）E

取締役・監査等委員（社外取締役）F

【添付書面】

「株主総会議事録」※定款変更により取締役及び監査役の任期が満了したこと、これにより代表取締役が資格喪失退任したこと、及び、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役）の選任決議を証するために添付する。

「取締役会議事録」※代表取締役の選定を証するために添付する。

「就任承諾書」※就任（重任）した役員、会計監査人、代表取締役の就任承諾書を各1通、計7通添付する。

「本人確認証明書」※取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役）、監査役、執行役の就任登記を申請する場合は、再任の場合又は印鑑証明書を添付する場合を除き、就任承諾書に記載された氏名及び住所についての本人確認証明書を添付しなければならない。本問では、選任された取締役等の印鑑証明書を添付しないから（後記）、新規に就任したD E F Gの本人確認証明書を各1通、計4通添付する。

「資格証明書」※自然人たる会計監査人の就任による変更登記の申請書には、その資格証明書を添付しなければならない。

「就任承諾書の押印に関する印鑑証明書」（不要）※代表取締役に就任するAは重任（再任）であるから、就任承諾書の押印に関する印鑑証明書の添付は要しない。

「議事録等の押印に関する印鑑証明書」（不要）※代表取締役選定に関する取締役会議事録に変更前の代表取締役Aが届出印で押印しているから（別紙8の2）、取締役会議事録の押印に関する印鑑証明書の添付は要しない。

3 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定（ワンツー株式会社）

ワンツー株式会社が、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設定している。監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（一定の事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。この定款の定めは登記事項である。したがって、平成28年5月30日、この定めを設定した旨の登記を申請する。

【添付書面】

「株主総会議事録」※定款変更を証するために添付する。

4 新株予約権の行使（ワンツー株式会社）

平成28年5月中に、ワンツー株式会社の新株予約権が3回行使されている。

この新株予約権の行使により（行使数は、合計90個）、株式が90株発行され（第1回新株予約権は当初100個であり、その目的である株式は普通株式100株であるから、新株予約権1個の行使により普通株式1株が交付される。）、発行済株式の総数は90株増加して5090株となったこととなる。

また、第1回新株予約権1個あたりの資本金等増加限度額は10万円（1個あたりの帳簿価額（1万円）と1個について出資された財産の価額（9万円）の合計額）であり、行使された新株予約権は90個であるから、資本金等増加限度額の合計額は900万円である。このうち2分の1が払込剰余金であるから、増資額は450万円である。これにより、資本金の額は5億450万円になったこととなる。

他方、第1回新株予約権の数は、90個行使されたことにより、残りが10個となり、その目的たる株式の種類及び数は、普通株式10株となったこととなる。

新株予約権の行使による変更登記は、1月分をまとめてするから、平成28年5月31日に以上の変更が生じた旨の登記を申請する。

5 新株予約権の行使期間満了（ワンツー株式会社）

ワンツー株式会社の第1回新株予約権の行使期間が、行使期間の末日の翌日である平成28年6月1日に満了し、消滅している。その旨の登記を申請する。

【添付書面】

「取締役会議事録」※行使期間満了を証する書面は不要である。

6 登記申請手続（ワンツー株式会社・平成28年6月2日申請分）

1) すべき登記

ワンツー株式会社について、監査役設置会社の定め廃止、監査役会設置会社の定め廃止、監査等委員会設置会社の定め設定、役員等の変更、新株予約権の行使、新株予約権の行使期間満了の各登記を申請する。

2) 登記の事由

「監査役設置会社の定め廃止

監査役会設置会社の定め廃止

監査等委員会設置会社の定め設定

役員等の変更

重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め設定

新株予約権の行使

新株予約権の行使期間満了」と記載する。

3) 登記すべき事項

次のとおりである。監査等委員会設置会社においては、社外取締役である者についてはその旨を登記する。登記事項は区でまとめて記載する。

「平成28年5月30日監査役設置会社の定め廃止

同日監査役会設置会社の定め廃止

同日監査等委員会設置会社の定め設定

同日設定

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項

重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある

(※以上は会社状態区の記録事項である。)

同日取締役C、監査役D、監査役(社外監査役)E、監査役(社外監査役)F任期満了退任

同日次の者重任

取締役 A

取締役 B

東京都新宿区甲町1番地

代表取締役 A

会計監査人 さくら花子

同日次の者就任

取締役(社外取締役) G

取締役・監査等委員 D

取締役・監査等委員(社外取締役) E

取締役・監査等委員(社外取締役) F

(※以上は役員区の記録事項である。)

平成28年5月31日変更

発行済株式の総数 5090株

資本金の額 金5億450万円

(※以上は「株式・資本区」の記録事項である。)

第1回新株予約権の数 10個

前記新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

平成28年6月1日第1回新株予約権行使期間満了

(※以上は「新株予約権区」の記録事項である。)」

4) 登録免許税

新株予約権の行使による変更登記の登録免許税は、増資額(450万円)に1000分の7を乗じた額である。但し、この額が3万円に満たない場合は、申請件数1件につき3万円である(登録免許税法別表第一、24(1)ニ)。本間では、3万1,500円である。役員等の変更登記の登録免許税は、申請1件につき3万円である。ただし、資本金が1億円以下の会社については1万円である(カ)。ワンツー株式会社の資本金の額は1億円を超えているからであるから、3万円である。監査役会設置会社の定め廃止と監査等委

員会設置会社の定め設定の登録免許税は、申請1件につき3万円である（ワ）。監査役設置会社の定め廃止及び重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め設定及び新株予約権の行使期間満了の登録免許税は、申請1件につき3万円である（ツ）。以上の合計額の「金12万1,500円」が登録免許税額である。定率課税と定額課税が併存しているので本来は内訳を記載するが、本問では不要とあるので内訳の記載は要しない。

5) 添付書面

a. 株主総会議事録

定款変更（それにより取締役及び監査役が任期満了退任したこと、及び代表取締役が資格喪失退任したことをも証する。）、役員等の選任、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設定したことを証するため、1通添付する。

b. 取締役会議事録

代表取締役の選定を証するために1通、第1回新株予約権の行使の際の払込剰余金を証するため第1回新株予約権の募集事項を定めた際のもを1通、計2通添付する。

c. 新株予約権の行使があったことを証する書面

新株予約権者3名が行使しているから、3通添付する。

d. 払込みがあったことを証する書面

払込みを証するため、1通添付する。

e. 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面

増資を伴うから、この書面を1通添付する。

f. 就任承諾書

就任（重任）した役員、会計監査人及び代表取締役の就任承諾書を各1通、計7通添付する。

g. 本人確認証明書

新規に就任したDEFGの本人確認証明書を各1通、計4通添付する。

h. 資格証明書

会計監査人さくら花子の資格証明書を1通添付する。

i. 委任状

司法書士法務朝子の代理権を証するために1通添付する。

7 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止（スリー株式会社）

スリー株式会社の臨時株主総会で、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款変更をしている。よって、決議のあった平成28年6月28日、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めが廃止され、その旨の登記を申請する。

【添付書面】

「株主総会議事録」※定款変更を証するために添付する。

8 役員等の変更（スリー株式会社）

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止すると、定款変更の効力が生じた時に監査役の任期が満了する。したがって、スリー株式会社の監

査役Kは、平成28年6月28日に任期満了により退任したこととなる。後任者が就任しなければ、Kは権利義務承継監査役となるが、当該定款変更を決議したスリー株式会社の臨時株主総会において、後任の監査役にLが選任され、就任を承諾して監査役に就任したから、Kは権利義務承継監査役にはならない。

当該臨時株主総会において、取締役Aを選任する始期付決議がなされている。役員の予選（通常の予選であり補欠役員の予選ではない。）は、就任の1か月程度前ならよいが、6か月以上前は許されない（登研221号）。本問の予選は就任日の3日前であるから適法である。被選任者の就任承諾があるから、始期が到来した日（平成28年7月1日）に取締役Aが就任したこととなる。

当該臨時株主総会終結後に開催された取締役会において、代表取締役Aが予選されている。代表取締役の予選は、予選時と就任時の取締役の構成が異なる場合はすることはできない。本問では、代表取締役に予選されたAは予選時においてまだスリー株式会社の取締役に就任しておらず、予選時の取締役の構成（H I J）と代表取締役就任時の取締役の構成（A H I J）が異なるから、この予選は無効であり、登記することはできない。この旨を第3欄に記載する。

以上により、平成28年6月28日に監査役Kが任期満了退任し、同日監査役Lが就任し、平成28年7月1日取締役Aが就任した旨の登記を申請する。

【添付書面】

「株主総会議事録」※定款変更を証するため（これにより監査役の任期満了退任を証する。）、並びに取締役及び監査役の選任を証するために添付する。
「就任承諾書」※取締役A及び監査役Lの就任承諾書を各1通、計2通添付する。
「本人確認証明書」※取締役Aと監査役Lは再任ではなく、これらの印鑑証明書を提出しないから、ALの本人確認証明書を各1通、計2通添付する。

9 吸収分割

1) 吸収分割契約

平成28年5月13日、スリー株式会社とワンツー株式会社との間で、吸収分割契約が締結されている。契約の内容の要点は次の通りである。

スリー株式会社は吸収分割承継株式会社となり、ワンツー株式会社は吸収分割株式会社となるものである。

分割対価として、吸収分割承継株式会社であるスリー株式会社の株式1000株が、吸収分割株式会社であるワンツー株式会社に割り当てられる。分割に際して、スリー株式会社の資本金の額が2500万円増加される。

吸収分割の効力発生日は、平成28年7月1日である。

承継されるワンツー株式会社のすべての債務につきワンツー株式会社が重疊的債務引受けをする。

【添付書面】

「吸収分割契約書」

2) 公正取引委員会への届出

一定の規模の会社が共同新設分割又は吸収分割をしようとする場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の定めにより、予め公正取引委員会へ届

出をしなければならない。会社は、届出受理の日から、原則として30日を経過するまで分割をしてはならない。本問の場合は、公正取引委員会への届出を要する場合にはあたらない（答案作成にあたっての注意事項7）。

3)吸収分割株式会社（ワンツー株式会社）の手続

a.株主総会の承認決議

吸収分割株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収分割契約の承認を受けなければならない。この決議は、特別決議で行う。

ワンツー株式会社は、平成28年5月30日に開催した定時株主総会において、吸収分割会社契約を承認した。

【添付書面】

「株主総会議事録」（ワンツー株式会社）

b.債権者保護手続

吸収分割株式会社の債権者で、吸収分割後、吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継株式会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない者は、吸収分割に異議を述べることができる。ただし、吸収分割株式会社が、吸収分割により吸収分割承継株式会社から取得した吸収分割承継株式会社の株式を、効力発生日に、全部取得条項付種類株式の対価として、又は、剰余金の配当として、その株主に交付する場合（人的分割。これらの行為をする場合は、吸収分割契約において定めておく必要がある。）は、吸収分割株式会社のすべての債権者は、吸収分割に異議を述べることができる。

以上により、異議を述べるることができる債権者がある場合は、吸収分割株式会社は、債権者保護手続を要する。

本問の吸収分割は人的分割ではないが、吸収分割によってワンツー株式会社からスリー株式会社に承継される債務のすべてについてワンツー株式会社が重疊的債務引受けをしており、分割後、ワンツー株式会社に債務の履行を請求できない債権者（異議を述べることができる債権者）は存在しないから、債権者保護手続は要しない。

c.株券提供公告（不要）

吸収分割株式会社が株券発行会社である場合でも、株券提供公告は要しない。合併と異なる点である。そもそも、本問では、ワンツー株式会社が株券発行会社である旨の情報はない。

4)吸収分割承継株式会社（スリー株式会社）の手続

a.吸収分割契約の承認等

吸収分割承継株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収分割契約の承認を受けなければならない。この決議は、特別決議で行う。

スリー株式会社は、平成28年6月28日に開催した臨時株主総会において、吸収分割契約を承認した。

【添付書面】

「株主総会議事録」（スリー株式会社）

b.債権者保護手続

吸収分割承継株式会社のすべての債権者は、吸収分割に異議を述べることができ、これ

に対して、債権者保護手続をする必要がある。

必要な債権者保護手続は適法に行われ、異議を述べた債権者はいないから(別紙9の4)、スリー株式会社の債権者保護手続は適法に終了したこととなる。

【添付書面】

「公告及び催告をしたことを証する書面」(スリー株式会社) ※スリー株式会社には知られている債権者があるから(別紙9の4)、公告のほか、債権者に対する催告も必要である。また、スリー株式会社の公告方法は官報であるから、二重の公告によって各別の催告を省略することはできない。

5)効力発生

本問の吸収分割の効力は、吸収分割契約で定めた効力発生日である平成28年7月1日に生じ、次の変更がなされたこととなる。

(スリー株式会社)

発行済株式の総数 1000株+1000株=2000株

資本金の額 金5000万円+2500万円=金7500万円

10登記申請手続(スリー株式会社・平成28年7月4日申請分)

1)すべき登記

スリー株式会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止、取締役及び監査役の変更、吸収分割による変更の各登記を申請する。

なお、ワンツー株式会社においては、吸収分割による変更登記を申請し、本店所在地におけるこの登記は、スリー株式会社の本店所在地における変更登記と同時に、スリー株式会社の本店所在地の管轄登記所を経由して申請するが、本問では、ワンツー株式会社の吸収分割による変更登記は不問である。

2)登記の事由

「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

取締役及び監査役の変更

吸収分割による変更」と記載する。

3)登記すべき事項

次のとおりである。登記事項は区でまとめて記載する。

「平成28年6月28日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

同日監査役K任期満了退任

同日次の者就任

監査役 L

平成28年7月1日次の者就任

取締役 A

(※以上は役員区の記録事項である。)

同日変更

発行済株式の総数 2000株

資本金の額 金7500万円

(※以上は「株式・資本区」の記録事項である。)

同日東京都中央区中央一丁目1番1号ワンツー株式会社から分割

(※以上は「会社履歴区」の記録事項である。)

4)登録免許税

吸収分割による変更登記の登録免許税は、増資額(2500万円)に1000分の7を乗じた額である。但し、この額が3万円に満たない場合は、申請件数1件につき3万円である(登録免許税法別表第一、24(1)ニ)。本問では、17万5,000円である。役員等の変更登記(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記を含む。)の登録免許税は、申請1件につき3万円である。ただし、資本金が1億円以下の会社については1万円である(カ)。スリー株式会社の資本金の額は1億円以下であるから1万円である。以上の合計額「金18万5,000円」が登録免許税額である。定率課税と定額課税が併存しているので本来は内訳を記載するが、本問では不要とあるので内訳の記載は要しない。

5)添付書面

a.吸収分割契約書

1通添付する。

b.株主総会議事録

定款変更、役員を選任、吸収分割契約の承認を証するスリー株式会社の株主総会議事録を1通、吸収分割契約の承認を証するワンツー株式会社の株主総会議事録を1通、計2通添付する。

c.公告及び催告をしたことを証する書面

スリー株式会社が債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面を各1通、計2通添付する。「異議を述べた債権者はいない」と付記する。

ワンツー株式会社は債権者保護手続を要しないから、ワンツー株式会社が公告及び催告をしたことを証する書面の添付は要しない。

d.資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面

スリー株式会社の増資額を証するため、1通添付する。

e.登記事項証明書

吸収分割株式会社であるワンツー株式会社の本店所在地の管轄登記所が、スリー株式会社の本店所在地の管轄登記所と異なるから、ワンツー株式会社の登記事項証明書を1通添付する。

f.就任承諾書

取締役Aと監査役Lの就任承諾書を各1通、計2通添付する。

g.本人確認証明書

新規に就任したALの本人確認証明書を各1通、計2通添付する。

h.委任状

司法書士法務朝子の代理権を証するために1通添付する。